

四日市市公共施設等総合管理計画（改訂版） 新旧対照表

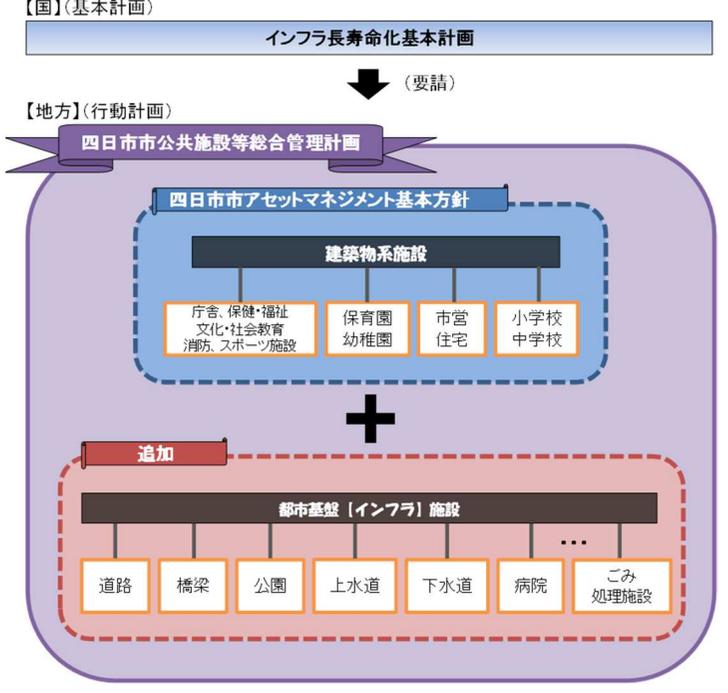
※主な改訂内容を記載しています。

※改訂箇所を**太字・下線**としています。

※頁は改訂版の該当ページを記載しています。

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
	I 「四日市市公共施設等総合管理計画」策定の趣旨	I 「四日市市公共施設等総合管理計画」策定の趣旨	
	1 背景と目的	1 背景と目的	
1	<p>本市では、高度経済成長期以降に大量に建設された公共施設等が老朽化により、今後、一斉に更新の時期を迎える状況となっています。一方、依然として税収の伸び悩みが続いているなか、少子高齢化に伴う扶助費などの社会保障関係経費の増加など、今後も厳しい財政状況が見込まれ、公共施設等の維持更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。</p> <p>（略）</p> <p>一方、我が国においても公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、国においては、「日本再興戦略-JAPAN is BACK」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）で「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところであり、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。</p> <p>「インフラ長寿命化基本計画」では各省庁や地方公共団体は、所管するインフラを対象に、中期的な取り組みの方向性を明らかにするために、「行動計画」を策定することとされています。</p> <p>その後、「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成 26 年 4 月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）により、国から地方公共団体に対して、「インフ</p>	<p>本市では、高度経済成長期以降に大量に建設された公共施設等が老朽化により、今後、一斉に更新の時期を迎える状況となっています。一方、高齢化に伴う扶助費などの社会保障関係経費の増加など、厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設等の維持更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>その後、平成 25 年 11 月に国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定したことを受けて、平成 26 年 4 月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）により、国から地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」の「行動計画」に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。</p> <p>このため、本市では「四日市市アセットマネジメント基本方針」に基づくとともに国の要請に応じ、市が保有する建築物系施設や道路・橋梁、上下水道等の都市基盤系施設など、全ての公共施設等を対象として、適切な保有と維持管理等に関する基本的な方針を定めた「四日市市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、四日市市総合計画にて目指す都市像「みんなが誇りを持て</p>	<p>現行計画策定以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
1	<p>ラ長寿命化基本計画」の「行動計画」に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。</p> <p>このため、<u>四日市市</u>では「四日市市アセットマネジメント基本方針」に基づくとともに国の要請に応じ、市が保有する<u>一般建築物系施設や道路・橋梁、上下水道、病院等の都市基盤（インフラ）系施設</u>など、全ての公共施設等を対象として、適切な保有と維持管理等に関する基本的な方針を定めた「<u>四日市市公共施設等総合管理計画</u>」を策定し、四日市市総合計画にて目指す都市像「みんなが誇りを持てるまちづくり四日市」を<u>目指します。</u></p> <p><u>（新）</u> （略）</p>	<p>るまちづくり四日市」を<u>目指して取り組んできました。</u></p> <p><u>今回、本計画の策定要請から一定の期間が経過すること等を踏まえ、国から「個別施設計画」等を反映した改訂要請があったことから、この要請に応じ、本計画策定以降の「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」「四日市市総合計画 2020→2029」の内容も併せて反映させる形で本計画の改定を行い、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組めます。</u></p> <p>（略）</p>	<p>現行計画策定以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正</p>
2	<p>2 計画期間</p> <p><u>時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、長期的な視点で進めなければならない取り組みであるため、計画期間は平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。</u></p> <p>平成 27 年度(2015 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの 10 年間</p>	<p>2 計画期間</p> <p><u>公共施設等の適正な管理は、将来人口の動向等を踏まえ、施設の状況や更新費用を見通しつつ、時代の変化に対応した見直しを図りながら長期的な視点で取り組む必要があります。</u></p> <p><u>一方、本市には今後、更新時期を迎える施設が大量にあり、令和 20 年度以降に更新費の急増が見込まれることから、更新対象施設の今後の方向性を決定しておく必要があります。</u></p> <p><u>本計画は、上位計画である「四日市市総合計画 2020→2029」の基本的政策「公共施設の効率的マネジメント」を具体化するものであることから、本計画期間を総合計画と合わせ、5 年間延長し、令和 11 年度までとします。</u></p> <p>平成 27 年度(2015 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 15 年間</p>	<p>「四日市市総合計画 2020→2029」との整合</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
3	3 計画の体系	3 計画・方針の関係	
2	 <p>【国】(基本計画) インフラ長寿命化基本計画</p> <p>(要請)</p> <p>【地方】(行動計画) 四日市市公共施設等総合管理計画</p> <p>四日市市アセットマネジメント基本方針</p> <p>建築物系施設 庁舎、保健・福祉文化・社会教育、消防、スポーツ施設、保育園、幼稚園、市営住宅、小学校、中学校</p> <p>追加 都市基盤【インフラ】施設 道路、橋梁、公園、上水道、下水道、病院、ごみ処理施設</p>	 <p>国 インフラ長寿命化基本計画 市 四日市市総合計画2020→2029</p> <p>四日市市公共施設等総合管理計画【令和4年12月改訂】 ● 公共施設等の適切な保育と維持管理等に關する基本的な方針を定めたもの。</p> <p>建築物系施設 都市基盤系施設</p> <p>四日市市公共施設等総合管理計画 【令和元年11月策定】</p> <p>● 総合管理計画の基本的な考え方をより具体化 ● 公共施設のあり方を決定するにあたっての基本的な方向性を定めたもの</p> <p>個別施設計画 ● 総合管理計画や四日市市公共施設マネジメントに關する基本方針の考え方を基に個別施設ごとの対応を定めたもの。 ● 施設量や長寿命化など具体的な内容や時期を示す。</p> <p>建築物系施設 (学校、市営住宅を除く) 建築物系施設 (学校、市営住宅) 建築物系施設 (企業施設等) 都市基盤系施設 (インフラ系施設)</p> <p>四日市市公共施設個別施設計画【令和3年3月策定】 四日市市学校施設長寿命化計画 四日市市市営住宅等長寿命化計画 市立四日市病院個別施設計画 四日市市上下水道等個別施設計画 四日市市道路長寿命化計画 四日市市橋梁長寿命化計画 四日市市公園長寿命化計画 等</p> <p>図 1 関係図</p>	<p>現行計画策定以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正</p>
II	II 公共施設等の現況及び将来見通し	II 公共施設等の現況及び将来見通し	
1	1 公共施設等の現況	1 公共施設等の現況	
(1)	(1) 建築物系施設	(1) 建築物系施設(ハコモノ系施設)	
3	<p>本市が保有し行政サービスを行っている建築物は、高度経済成長期の人口増加に合わせて昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、総延床面積は平成26年度末時点で都市基盤系施設の建築物を含め、100.6万㎡となっており、内訳は学校施設が42.4%、次いで市営住宅が15.1%、市民文化系施設が6.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が5.7%、医療系施設が5.1%、都市基盤系建築物が5.1%などとなっています。</p> <p>また、建築後30年以上を経過している施設が全体の</p>	<p>本市が保有し行政サービスを行っている建築物系施設は、高度経済成長期の人口増加に合わせて昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、総延床面積は令和3年度末時点で106.8万㎡となっており、内訳は学校教育系施設が40.3%、次いで住宅系施設が14.0%、市民文化系施設が6.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が6.3%、医療施設が5.0%、行政系施設が5.0%などとなっています。</p> <p>また、建築後30年以上を経過している施設が全体の72%</p>	<p>時点修正</p>

3

65%を占めるなど老朽化が進行しています。

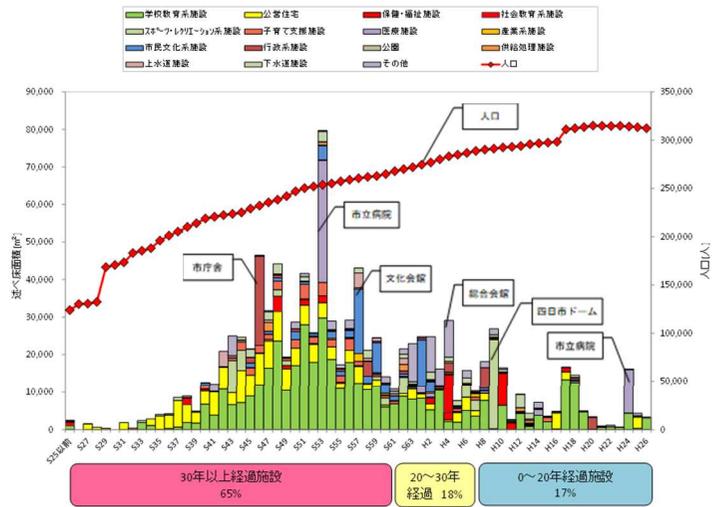


図 1 本市が保有する建物の建築年度別延べ床面積と人口推移

（「平成 26 年度財産に関する調査」の行政財産分に企業会計分の床面積を加えたもの）

を占めるなど老朽化が進行しています。

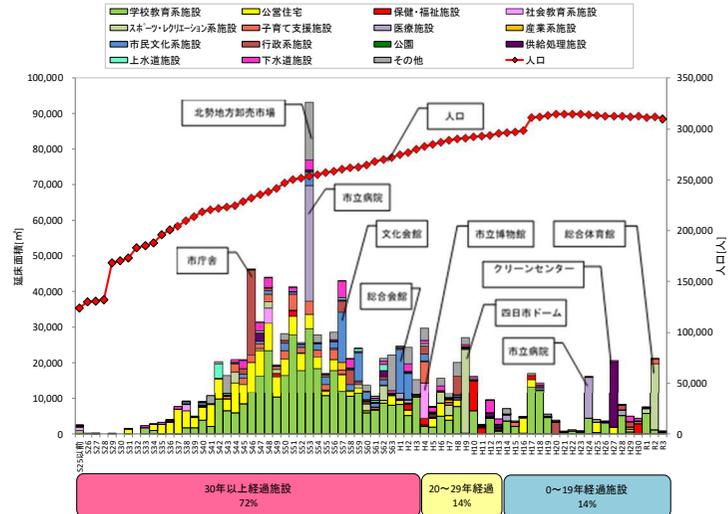
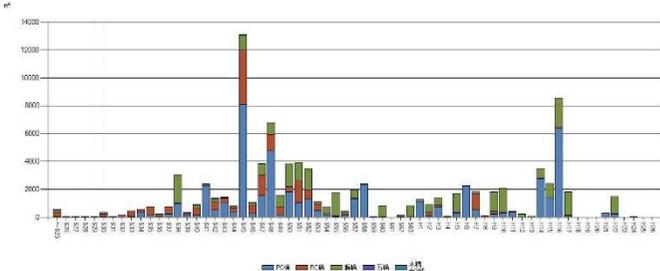
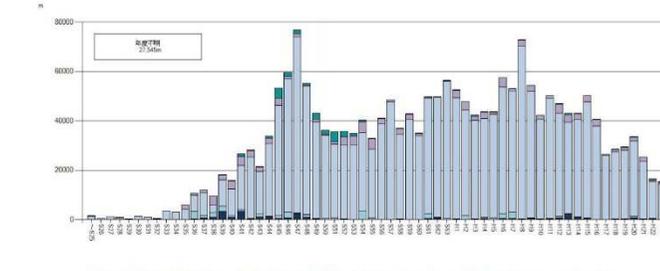
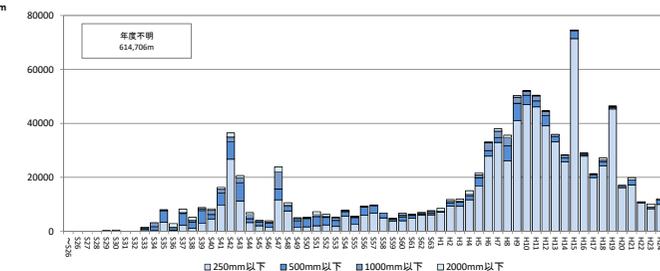
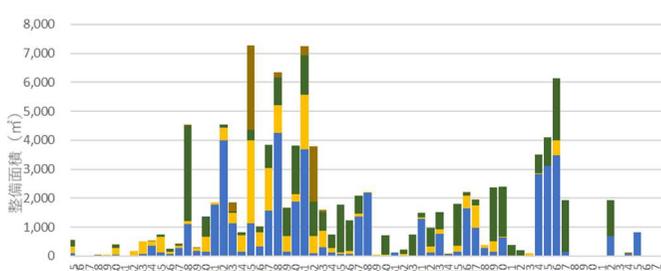
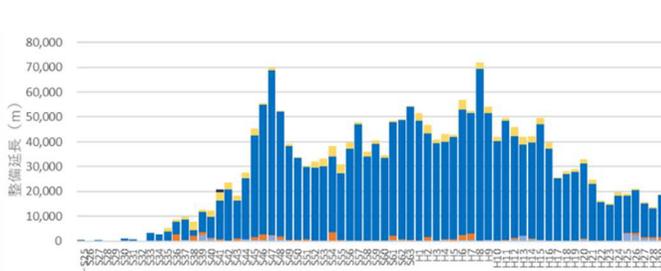
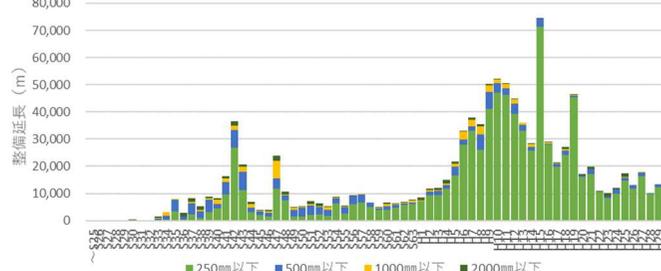


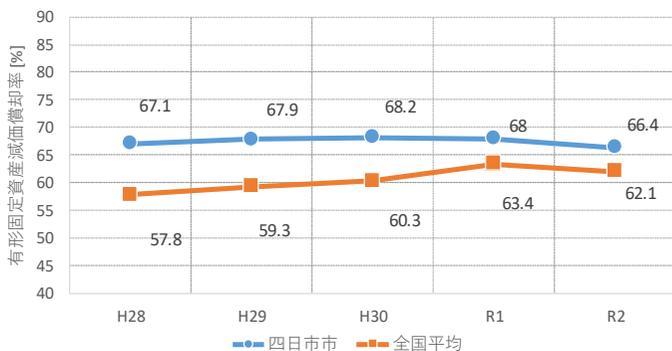
図 2 建築物系施設の建築年度別延べ床面積と人口推移

時点修正

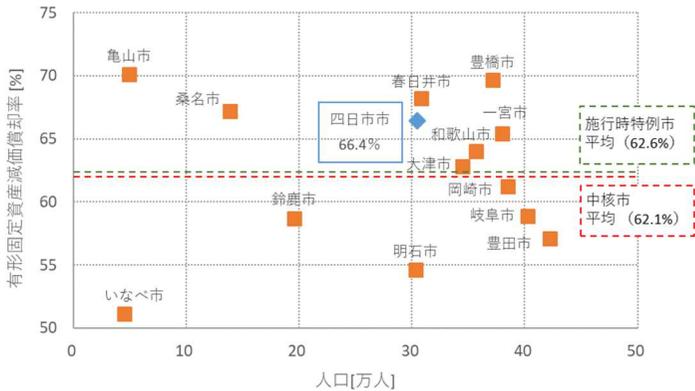
頁	現行 (平成 28 年 1 月策定)	改訂内容	改訂理由																																																																																																												
4	<p style="text-align: center;">表 1 本市が保有する建築物の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>延べ床面積 [m²]</th> <th>構成比 [%]</th> <th>用途</th> <th>延べ床面積 [m²]</th> <th>構成比 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等</td> <td>64,099</td> <td>6.4</td> <td>行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等</td> <td>47,840</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設 図書館、博物館、文化財整理作業所、資料館、酒蔵庵</td> <td>17,429</td> <td>1.7</td> <td>公営住宅 市営住宅</td> <td>151,579</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等</td> <td>56,961</td> <td>5.7</td> <td>公園 公園施設</td> <td>2,552</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター</td> <td>6,934</td> <td>0.7</td> <td>供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等</td> <td>7,131</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設 小学校、中学校</td> <td>426,678</td> <td>42.4</td> <td>上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等</td> <td>16,834</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>子育て支援施設 幼稚園、保育園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等</td> <td>38,230</td> <td>3.8</td> <td>下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等</td> <td>36,964</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等</td> <td>21,163</td> <td>2.1</td> <td>その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等</td> <td>62,755</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター</td> <td>51,559</td> <td>5.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">建築物総延床面積：1,006,025 m²</p>	用途	延べ床面積 [m ²]	構成比 [%]	用途	延べ床面積 [m ²]	構成比 [%]	市民文化施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等	64,099	6.4	行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等	47,840	4.8	社会教育施設 図書館、博物館、文化財整理作業所、資料館、酒蔵庵	17,429	1.7	公営住宅 市営住宅	151,579	15.1	スポーツ・レクリエーション施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等	56,961	5.7	公園 公園施設	2,552	0.3	産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター	6,934	0.7	供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等	7,131	0.7	学校教育施設 小学校、中学校	426,678	42.4	上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等	16,834	1.7	子育て支援施設 幼稚園、保育園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等	38,230	3.8	下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等	36,964	3.7	保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等	21,163	2.1	その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等	62,755	6.2	医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター	51,559	5.1				<p style="text-align: center;">表 1 建築物系施設の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>延床面積 [m²]</th> <th>構成比 [%]</th> <th>用途</th> <th>延床面積 [m²]</th> <th>構成比 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育系施設 小学校、中学校</td> <td>430,467</td> <td>40.3</td> <td>供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等</td> <td>25,426</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>住宅系施設 市営住宅 等</td> <td>149,269</td> <td>14.0</td> <td>保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等</td> <td>22,176</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>市民文化系施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等</td> <td>69,449</td> <td>6.5</td> <td>社会教育系施設 図書館、博物館 等</td> <td>17,549</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション系施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等</td> <td>67,197</td> <td>6.3</td> <td>上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等</td> <td>13,080</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター 等</td> <td>53,486</td> <td>5.0</td> <td>産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター 等</td> <td>4,852</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等</td> <td>53,471</td> <td>5.0</td> <td>公園 公園施設</td> <td>2,814</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>子育て支援施設 保育園、こども園、幼稚園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等</td> <td>44,116</td> <td>4.1</td> <td>その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等</td> <td>73,267</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等</td> <td>41,012</td> <td>3.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※延床面積の数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">建築物総延床面積：1,067,630 m²</p>	用途	延床面積 [m ²]	構成比 [%]	用途	延床面積 [m ²]	構成比 [%]	学校教育系施設 小学校、中学校	430,467	40.3	供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等	25,426	2.4	住宅系施設 市営住宅 等	149,269	14.0	保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等	22,176	2.1	市民文化系施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等	69,449	6.5	社会教育系施設 図書館、博物館 等	17,549	1.6	スポーツ・レクリエーション系施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等	67,197	6.3	上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等	13,080	1.2	医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター 等	53,486	5.0	産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター 等	4,852	0.5	行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等	53,471	5.0	公園 公園施設	2,814	0.3	子育て支援施設 保育園、こども園、幼稚園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等	44,116	4.1	その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等	73,267	6.9	下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等	41,012	3.8				時点修正
用途	延べ床面積 [m ²]	構成比 [%]	用途	延べ床面積 [m ²]	構成比 [%]																																																																																																										
市民文化施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等	64,099	6.4	行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等	47,840	4.8																																																																																																										
社会教育施設 図書館、博物館、文化財整理作業所、資料館、酒蔵庵	17,429	1.7	公営住宅 市営住宅	151,579	15.1																																																																																																										
スポーツ・レクリエーション施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等	56,961	5.7	公園 公園施設	2,552	0.3																																																																																																										
産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター	6,934	0.7	供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等	7,131	0.7																																																																																																										
学校教育施設 小学校、中学校	426,678	42.4	上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等	16,834	1.7																																																																																																										
子育て支援施設 幼稚園、保育園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等	38,230	3.8	下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等	36,964	3.7																																																																																																										
保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等	21,163	2.1	その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等	62,755	6.2																																																																																																										
医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター	51,559	5.1																																																																																																													
用途	延床面積 [m ²]	構成比 [%]	用途	延床面積 [m ²]	構成比 [%]																																																																																																										
学校教育系施設 小学校、中学校	430,467	40.3	供給処理施設 清掃工場、埋立処分場 等	25,426	2.4																																																																																																										
住宅系施設 市営住宅 等	149,269	14.0	保健・福祉施設 老人福祉センター、保健福祉センター、健康増進センター 等	22,176	2.1																																																																																																										
市民文化系施設 文化会館、あさけプラザ、なやプラザ、人権プラザ 等	69,449	6.5	社会教育系施設 図書館、博物館 等	17,549	1.6																																																																																																										
スポーツ・レクリエーション系施設 野球場、サッカー場、体育館、武道場、少年自然の家 等	67,197	6.3	上水道施設 上下水道局庁舎、配水池施設、水源施設、取水場施設 等	13,080	1.2																																																																																																										
医療施設 市立四日市病院、歯科医療センター 等	53,486	5.0	産業系施設 農業センター、ふれあい牧場、茶業振興センター 等	4,852	0.5																																																																																																										
行政系施設 市役所、地区市民センター、消防庁舎、本町プラザ 等	53,471	5.0	公園 公園施設	2,814	0.3																																																																																																										
子育て支援施設 保育園、こども園、幼稚園、こどもの家、児童館、児童集会所、子育て支援センター 等	44,116	4.1	その他 駐車場、競輪場、食肉センター、斎場霊園 等	73,267	6.9																																																																																																										
下水道施設 浄化センター、ポンプ場、排水機場 等	41,012	3.8																																																																																																													

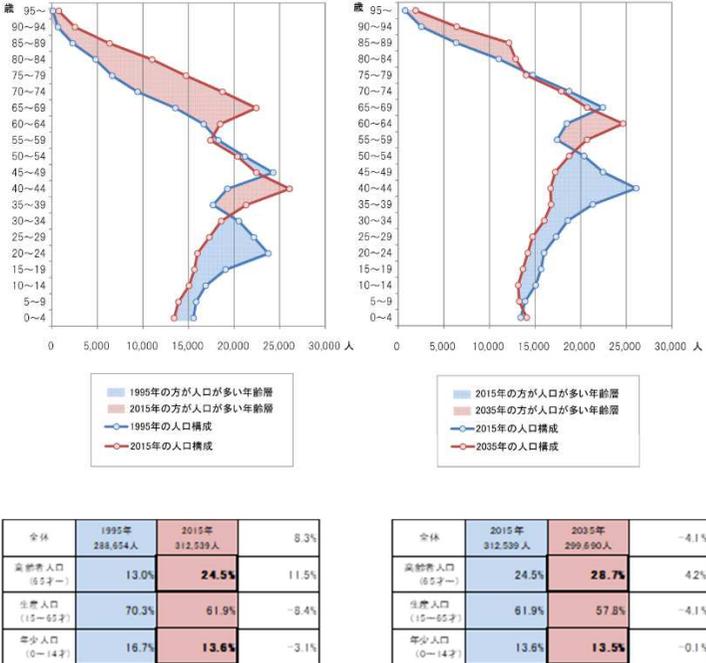
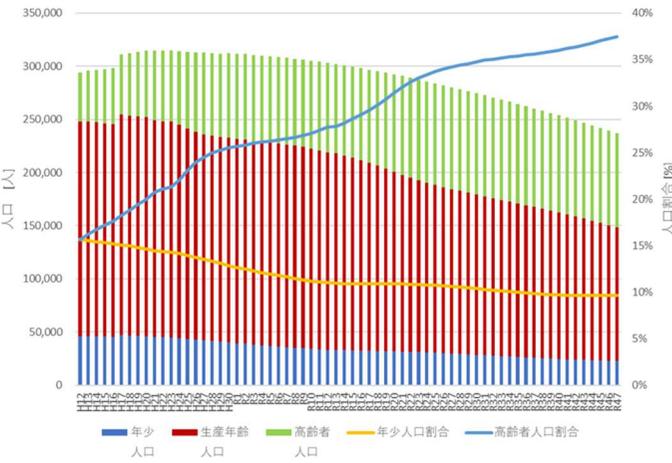
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																																												
	(2) 都市基盤（インフラ）施設	(2) 都市基盤系施設（インフラ系施設）																																													
5	<p>都市基盤系施設についても、昭和 40 年代から 50 年代をピークに整備が進められ、平成 26 年度末時点の代表的な分野では、市道の路線数は 8,141 路線、総延長は 2,160.2 km、総整備面積は 11,573,521 m²、橋梁の総数は 1,140 橋、総延長は 13.0 km、総整備面積は 95,255 m²、上水道の管の総延長は 2,102.5 km、道路側溝と開渠を除く下水道の管の総延長は 1,608.2 kmを保有しています。</p> <p>表 2 本市が保有する都市基盤施設の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>保有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>幹線市道： 154路線 240.20km 一般市道： 7,987路線 1,920.00km 総計： 8,141路線 2,160.21km</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>車道橋： 1,133橋 12.64km 歩道橋： 7橋 0.40km</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>面積： 313.5ha 478箇所</td> </tr> <tr> <td>上水道施設</td> <td>水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長2,102.46km</td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>処理場1箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：67箇所 管渠長 1,503.24km</td> </tr> <tr> <td>農業排水施設</td> <td>排水機場： 3箇所</td> </tr> <tr> <td>漁港施設</td> <td>管理漁港： 2港</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>処理場： 10箇所 管渠長65.36km</td> </tr> <tr> <td>コミ・プラ施設</td> <td>処理場： 2箇所 管渠長41.05km</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川延長：118.9km、調整池：72箇所 ため池：92箇所</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	保有量	道路	幹線市道： 154路線 240.20km 一般市道： 7,987路線 1,920.00km 総計： 8,141路線 2,160.21km	橋梁	車道橋： 1,133橋 12.64km 歩道橋： 7橋 0.40km	公園施設	面積： 313.5ha 478箇所	上水道施設	水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長2,102.46km	下水道施設	処理場1箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：67箇所 管渠長 1,503.24km	農業排水施設	排水機場： 3箇所	漁港施設	管理漁港： 2港	農業集落排水施設	処理場： 10箇所 管渠長65.36km	コミ・プラ施設	処理場： 2箇所 管渠長41.05km	河川施設	河川延長：118.9km、調整池：72箇所 ため池：92箇所	<p>都市基盤系施設についても、昭和 40 年代から 50 年代をピークに整備が進められ、令和 3 年度末時点では、市道の路線数は 8,518 路線、総実延長は 2,193.0 km、(削除) 橋梁の総数は 1,149 橋、総延長は 13.7 km、上水道の管の総延長は 2,145.8 km、下水道の管の総延長は下水道施設、農業集落排水施設、コミ・プラ施設を合計して 1,735.5 kmを保有しています。</p> <p>表 2 都市基盤系施設の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>保有量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>幹線市道： 153路線 240.2 k m 一般市道： 8,365路線 1,952.8 k m 総計： 8,518路線 2,193.0 k m</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>1,149橋 13.7 k m</td> </tr> <tr> <td>公園施設</td> <td>面積： 319.8 h a 508箇所</td> </tr> <tr> <td>上水道施設</td> <td>水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長 2,145.8 k m</td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>処理場 1 箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：68箇所 管渠長 1,629.0km</td> </tr> <tr> <td>農業排水施設</td> <td>排水機場： 3 箇所</td> </tr> <tr> <td>漁港施設</td> <td>管理漁港： 2 港</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>処理場： 11箇所 管渠長65.4 k m</td> </tr> <tr> <td>コミ・プラ施設</td> <td>処理場： 2 箇所 管渠長41.1 k m</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>河川延長：118.4 k m、調整池：81箇所 ため池：80箇所</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	保有量	道路	幹線市道： 153路線 240.2 k m 一般市道： 8,365路線 1,952.8 k m 総計： 8,518路線 2,193.0 k m	橋梁	1,149橋 13.7 k m	公園施設	面積： 319.8 h a 508箇所	上水道施設	水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長 2,145.8 k m	下水道施設	処理場 1 箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：68箇所 管渠長 1,629.0km	農業排水施設	排水機場： 3 箇所	漁港施設	管理漁港： 2 港	農業集落排水施設	処理場： 11箇所 管渠長65.4 k m	コミ・プラ施設	処理場： 2 箇所 管渠長41.1 k m	河川施設	河川延長：118.4 k m、調整池：81箇所 ため池：80箇所	<p>時点修正</p>
施設の種類	保有量																																														
道路	幹線市道： 154路線 240.20km 一般市道： 7,987路線 1,920.00km 総計： 8,141路線 2,160.21km																																														
橋梁	車道橋： 1,133橋 12.64km 歩道橋： 7橋 0.40km																																														
公園施設	面積： 313.5ha 478箇所																																														
上水道施設	水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長2,102.46km																																														
下水道施設	処理場1箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：67箇所 管渠長 1,503.24km																																														
農業排水施設	排水機場： 3箇所																																														
漁港施設	管理漁港： 2港																																														
農業集落排水施設	処理場： 10箇所 管渠長65.36km																																														
コミ・プラ施設	処理場： 2箇所 管渠長41.05km																																														
河川施設	河川延長：118.9km、調整池：72箇所 ため池：92箇所																																														
施設の種類	保有量																																														
道路	幹線市道： 153路線 240.2 k m 一般市道： 8,365路線 1,952.8 k m 総計： 8,518路線 2,193.0 k m																																														
橋梁	1,149橋 13.7 k m																																														
公園施設	面積： 319.8 h a 508箇所																																														
上水道施設	水源地、配水池、取水井：42施設(6水源系) 導・送・配水管総延長 2,145.8 k m																																														
下水道施設	処理場 1 箇所 雨水ポンプ場、中継ポンプ場、地下ポンプ場・調整池：68箇所 管渠長 1,629.0km																																														
農業排水施設	排水機場： 3 箇所																																														
漁港施設	管理漁港： 2 港																																														
農業集落排水施設	処理場： 11箇所 管渠長65.4 k m																																														
コミ・プラ施設	処理場： 2 箇所 管渠長41.1 k m																																														
河川施設	河川延長：118.4 k m、調整池：81箇所 ため池：80箇所																																														

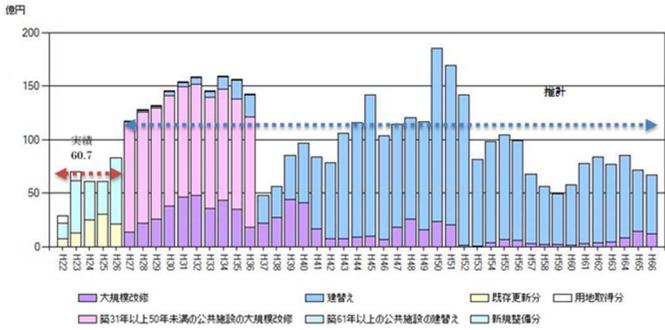
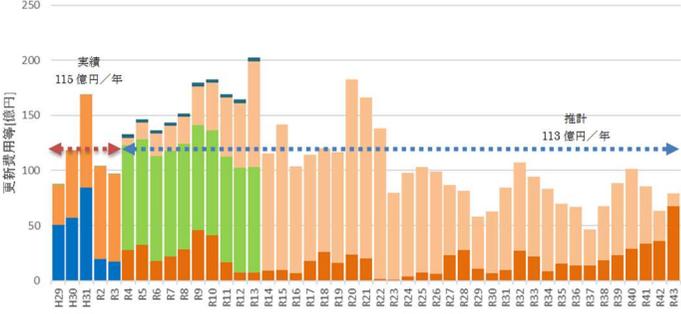
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
6	 <p>図 2 橋梁の建設年度別整備面積</p>  <p>図 3 上水道の年度別整備延長</p>  <p>図 4 下水道の年度別整備延長</p>	 <p>図 3 年度別整備面積（橋梁）</p>  <p>図 4 年度別整備延長（上水道）</p>  <p>図 5 年度別整備延長（下水道）</p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																		
7	(新) (新)	<p>(3)有形固定資産減価償却率を用いた老朽化状況の分析</p> <p><u>建物や道路のように形があり、時間の経過により価値が減少するものを有形固定資産と言います。有形固定資産減価償却率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を示したもので、老朽化の程度を把握することができます。この数値が高いほど有形固定資産の老朽化が進行していることを表しています。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価額}} \times 100$ </div> <p>※取得価額 =有形固定資産合計-土地等の非償却資産+減価償却累計額</p>	総務省通知に基づき項目を追加																		
7	(新) (新)	<p>① 公共施設等全体の有形固定資産減価償却率の推移</p> <p><u>本市の公共施設等全体における有形固定資産減価償却率（平成 28 年度～令和 2 年度）は 66.4～68.2%と全国平均よりも高い水準で推移しています。</u></p> <p><u>なお、平成 30 年度をピークに減少に転じていますが、これは令和 3 年度に予定していた「三重とこわか国体・とこわか大会」のため、運動施設を新しく整備したことにより取得価額が増えたことが主要因であり、既存施設の老朽化の状況が改善されたわけではありません。</u></p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>有形固定資産減価償却率の推移 (公共施設等全体)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>四日市市 (%)</th> <th>全国平均 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>67.1</td> <td>57.8</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>67.9</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>68.2</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>68</td> <td>63.4</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>66.4</td> <td>62.1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>図 6 有形固定資産減価償却率の推移（公共施設等全体）</p>	年度	四日市市 (%)	全国平均 (%)	H28	67.1	57.8	H29	67.9	59.3	H30	68.2	60.3	R1	68	63.4	R2	66.4	62.1	総務省通知に基づき項目を追加
年度	四日市市 (%)	全国平均 (%)																			
H28	67.1	57.8																			
H29	67.9	59.3																			
H30	68.2	60.3																			
R1	68	63.4																			
R2	66.4	62.1																			

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																																																										
	<u>(新)</u>	② 施設類型別の有形固定資産減価償却率																																																											
7～8	<u>(新)</u>	<p>総務省分類による施設類型別に有形固定資産減価償却率を算出した結果、本市では「図書館」、「道路」、「公民館」の順に有形固定資産減価償却率が高く、老朽化が進んでいることがわかります。特に「道路」は、本市の有形固定資産全体の約 40%を占めており、公共施設等全体における有形固定資産減価償却率の高止まりの要因となっています。</p> <p style="text-align: center;">表 3 有形固定資産減価償却率（施設類型別）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設類型</th> <th colspan="2">有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]</th> <th rowspan="2">施設類型</th> <th colspan="2">有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]</th> </tr> <tr> <th>四日市市</th> <th>全国平均</th> <th>四日市市</th> <th>全国平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>90.3</td> <td>47.6</td> <td>学校施設</td> <td>58.7</td> <td>64.1</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>84.2</td> <td>63.2</td> <td>保健センター・保健所</td> <td>53.4</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>75.7</td> <td>60.2</td> <td>港湾・漁港</td> <td>49.6</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>橋りょう・トンネル</td> <td>64.7</td> <td>61.3</td> <td>消防施設</td> <td>46.8</td> <td>58.5</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>64.1</td> <td>65.0</td> <td>一般廃棄物処理施設</td> <td>44.8</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>61.0</td> <td>51.9</td> <td>児童館</td> <td>44.1</td> <td>58.1</td> </tr> <tr> <td>認定こども園・幼稚園・保育所</td> <td>60.1</td> <td>57.1</td> <td>福祉施設</td> <td>37.5</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>市民会館</td> <td>59.1</td> <td>52.3</td> <td>体育館・プール</td> <td>31.4</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table>	施設類型	有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]		施設類型	有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]		四日市市	全国平均	四日市市	全国平均	図書館	90.3	47.6	学校施設	58.7	64.1	道路	84.2	63.2	保健センター・保健所	53.4	49.3	公民館	75.7	60.2	港湾・漁港	49.6	63.9	橋りょう・トンネル	64.7	61.3	消防施設	46.8	58.5	公営住宅	64.1	65.0	一般廃棄物処理施設	44.8	61.2	庁舎	61.0	51.9	児童館	44.1	58.1	認定こども園・幼稚園・保育所	60.1	57.1	福祉施設	37.5	55.3	市民会館	59.1	52.3	体育館・プール	31.4	60.0	総務省通知に基づき項目を追加
施設類型	有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]			施設類型	有形固定資産減価償却率 （令和2年度）[%]																																																								
	四日市市	全国平均	四日市市		全国平均																																																								
図書館	90.3	47.6	学校施設	58.7	64.1																																																								
道路	84.2	63.2	保健センター・保健所	53.4	49.3																																																								
公民館	75.7	60.2	港湾・漁港	49.6	63.9																																																								
橋りょう・トンネル	64.7	61.3	消防施設	46.8	58.5																																																								
公営住宅	64.1	65.0	一般廃棄物処理施設	44.8	61.2																																																								
庁舎	61.0	51.9	児童館	44.1	58.1																																																								
認定こども園・幼稚園・保育所	60.1	57.1	福祉施設	37.5	55.3																																																								
市民会館	59.1	52.3	体育館・プール	31.4	60.0																																																								
	<u>(新)</u>	③ 自治体間の比較																																																											
8	<u>(新)</u>	<p>本市を含む三重県内の北勢5市、近隣の中核市及び施行時特例市、計 14 自治体の有形固定資産減価償却率の比較を行った結果、本市の有形固定資産減価償却率は 66.4%で、中核市平均値 62.1%、施行時特例市平均値 62.6%よりも高くなっていることから、人口同規模の自治体と比較して老朽化が進んでいることがわかります。</p>	総務省通知に基づき項目を追加																																																										

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																								
8	(新)	 <table border="1" data-bbox="1019 646 1736 829"> <thead> <tr> <th colspan="2">三重県北勢5市</th> <th colspan="2">施行時特例市 (25市)</th> <th colspan="2">[参考] 中核市 (52市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値</td> <td>70.1%</td> <td>最大値</td> <td>74.5%</td> <td>最大値</td> <td>77.7%</td> </tr> <tr> <td>最小値</td> <td>51.1%</td> <td>最小値</td> <td>49.6%</td> <td>最小値</td> <td>42.8%</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>62.7%</td> <td>平均値</td> <td>62.6%</td> <td>平均値</td> <td>62.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1019 837 1736 861">↑四日市市は3番目に高い ↑四日市市は8番目に高い ↑四日市市は13番目に高い</p> <p data-bbox="1108 869 1646 893">(総務省「令和2年度財政状況資料集」より独自に算出)</p> <p data-bbox="1019 917 1736 1061"> ※1 三重県北勢5市：いなべ市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、四日市市 ※2 施行時特例市の自治体数は令和2年度の数を記載しているため、令和4年12月時点の数とは異なります。 ※3 中核市の自治体数は「令和2年度財政状況資料集」において、有形固定資産減価償却率が公開されていた自治体数のみを記載しています。 </p> <p data-bbox="1041 1101 1646 1125">図7 有形固定資産減価償却率（自治体間比較）</p>	三重県北勢5市		施行時特例市 (25市)		[参考] 中核市 (52市)		最大値	70.1%	最大値	74.5%	最大値	77.7%	最小値	51.1%	最小値	49.6%	最小値	42.8%	平均値	62.7%	平均値	62.6%	平均値	62.1%	総務省通知に基づき項目を追加
三重県北勢5市		施行時特例市 (25市)		[参考] 中核市 (52市)																							
最大値	70.1%	最大値	74.5%	最大値	77.7%																						
最小値	51.1%	最小値	49.6%	最小値	42.8%																						
平均値	62.7%	平均値	62.6%	平均値	62.1%																						
2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	2 総人口や年代別人口についての今後の見通し																									
9	<p data-bbox="280 1189 996 1252">本市の人口は、平成20年の約31万5千人をピークに、緩やかに減少しています。</p> <p data-bbox="280 1260 996 1396">「四日市市人口ビジョン」(平成27年11月)の想定(合計特殊出生率：2030年⇒1.8、2040年⇒2.07程度まで上昇、毎年600人程度の社会増を見込む)によると、平成47年(2035年)には30万人まで減少すると推計されます。</p> <p data-bbox="302 1404 996 1436">また、平成47年と平成7年(1995年)の人口構成を比較す</p>	<p data-bbox="1019 1189 1736 1252">本市の人口は、平成20年の31万5千人をピークに、緩やかに減少しています。「四日市市総合計画策定に係る人口推計等基礎調査」(平成30年12月)における人口推計によると、今後も人口は減少基調で推移する見通しであり、令和15年に30万人、令和42年には25万人を割り込み、令和47年には23万7千人と令和3年比で76.5%程度の水準となる見込みです。</p>	<ul data-bbox="1769 1260 2094 1364" style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・「四日市市公共施設個別施設計画」の内容を反映 																								

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
9	<p>ると、年少人口(0～14 歳)は、3%減、生産年齢人口(15～64 歳)も 12%減少すると見込まれています。</p> <p>一方で、平成 27 年 10 月現在、本市の高齢者人口(65 歳以上)は約 7 万 6 千人、高齢化率は 24.5%となっています。平成 47 年には 8 万 5 千人を超え、人口に占める 65 歳以上の比率が 29%と「超高齢社会」を本格的に迎えるものと推計されます。</p>  <p>※ 2015 年 10 月 1 日現在の数値、2035 年は「四日市市人口ビジョン」の人口推計値</p> <p style="text-align: center;">図 5 将来人口動向</p>	<p>将来推計人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口(0～14 歳)は令和 3 年が 3 万 8 千人であるのに対し、令和 47 年には 2 万 3 千人まで減少し、全人口に対する年少人口の割合は 12.3%から 9.6%に減少する見通しです。</p> <p>また、生産年齢人口(15～64 歳)は令和 3 年が 19 万 1 千人であるのに対し、令和 47 年には 12 万 6 千人まで減少し、全人口に対する生産年齢人口の割合は 61.6%から 52.9%に減少する見通しです。</p> <p>一方、高齢者人口(65 歳以上)は令和 3 年が 8 万 1 千人であるのに対し、令和 47 年には 8 万 9 千人まで増加し、全人口に対する高齢者人口の割合は 26.1%から 37.4%に増加する見通しです。</p>  <p style="text-align: center;">図 8 四日市市における人口推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時点修正 ・ 「四日市市公共施設個別施設設計画」の内容を反映

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
3	公共施設等の 維持更新等 に係る費用の推計	公共施設等の 更新等 に係る費用の推計	
10	<p>総務省が公開している更新費用が簡易に推計できる「公共施設等更新費用試算ソフト」により、建築物系施設については、現在の規模のまま、築 30 年で大規模改修、築 60 年で建替えすると仮定した場合の大規模改修や建替えに要する維持更新費用の推計では、今後 40 年間で約 4,285 億円、1 年あたり平均 107 億円が必要となる試算結果となりました。</p> <p>また、同様に都市基盤系施設についても、道路舗装部分は 15 年で舗装面打換え、橋梁は築 60 年で架け換え、上水道管は 40 年、下水道管は 50 年で更新すると仮定した場合、今後 40 年間で必要な維持更新経費は、道路舗装部分で 1,491 億円、橋梁では 311 億円、上水道施設では 2,287 億円、公共下水道施設では 2,601 億円を要する結果となり、主な都市基盤系施設の合計は 6,690 億円、1 年あたり平均 167 億円が必要となる試算結果となりました。</p> <p>これらのことから、市が保有する公共施設等に対して今後 40 年間で必要となる維持更新経費は、事業費ベースで 10,975 億円、年平均で 274 億円となり、多額の費用の捻出が大きな課題となります。</p>  <p>図 6 建築物系施設の維持更新費用の推計（事業費）</p> <p>※ 更新費用の推計にあたっては、公共建築物のうち、倉庫や渡り廊下等に区分される延べ床面積 200 ㎡未満の小規模な施設及び除却予定の施設を除いたストック 92.1 万㎡にて推計</p>	<p>総務省が公開している更新費用が簡易に推計できる「公共施設等更新費用試算ソフト」により、建築物系施設を、現在の規模のまま、建築後 30 年で大規模改修、建築後 60 年で更新すると仮定した場合の更新費用等を推計したところ、令和 4 年度から令和 43 年度までの今後 40 年間で約 4,517 億円、1 年あたり平均 113 億円が必要となる試算結果となりました。</p> <p>また、同様に都市基盤系施設についても、道路舗装部分は 15 年で舗装面打換え、橋梁は建設後 60 年で架け換え、上水道管は 40 年、下水道管は 50 年で更新すると仮定した場合、令和 3 年度から令和 42 年度までの今後 40 年間で必要な更新費用等は、道路舗装部分で 1,493 億円、橋梁では 357 億円、上水道施設では 2,333 億円、公共下水道施設では 2,681 億円を要する結果となり、主な都市基盤系施設の合計は 6,864 億円、1 年あたり平均 172 億円が必要となる試算結果となりました。</p> <p>これらのことから、市が保有する公共施設等に対して令和 3 年度から令和 42 年度までの今後 40 年間で必要となる更新費用等は、事業費ベースで 11,398 億円、年平均で 285 億円となり、多額の費用の捻出が大きな課題となります。</p>  <p>図 9 更新費用等の推計（建築物系施設）</p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
---	-------------------	------	------

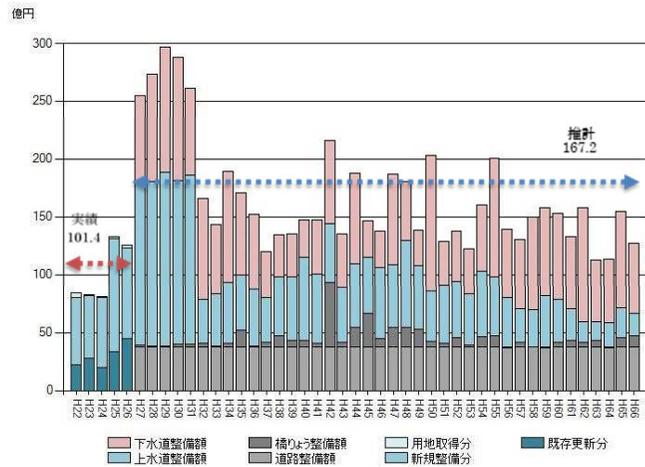


図7 主な都市基盤系施設の維持更新費用の推計(事業費)

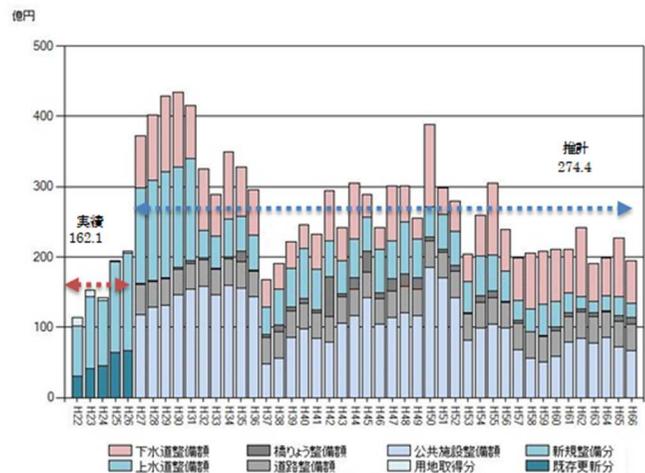


図8 公共施設等【建築系施設・都市基盤系施設】の維持更新費用の推計(事業費)

※ H29 年度からR3 年度までは実績値による。

※ 更新費用等の推計にあたっては、建築物系施設のうち行政財産で、倉庫や渡り廊下等に区分される延床面積 200 m²未満の小規模な施設及び老朽化した市営住宅など除却予定の施設を除いたストック 96.2 万 m²にて推計

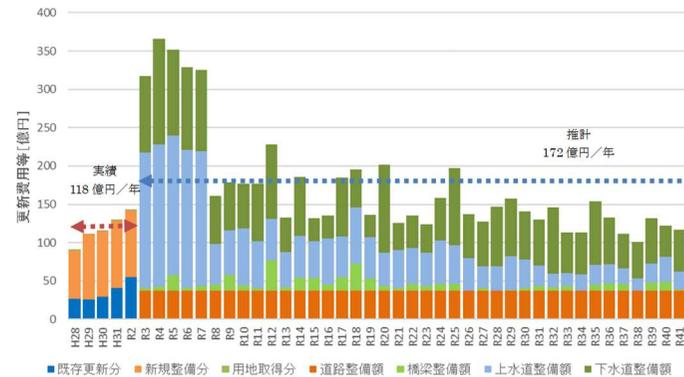


図10 更新費用等の推計(都市基盤系施設)

※ H28 年度からR2 年度までは実績値による。

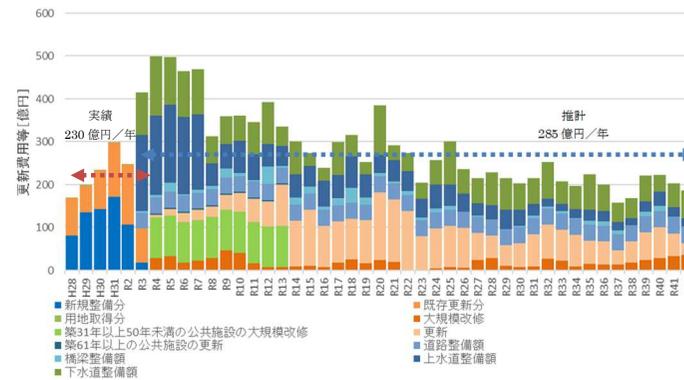
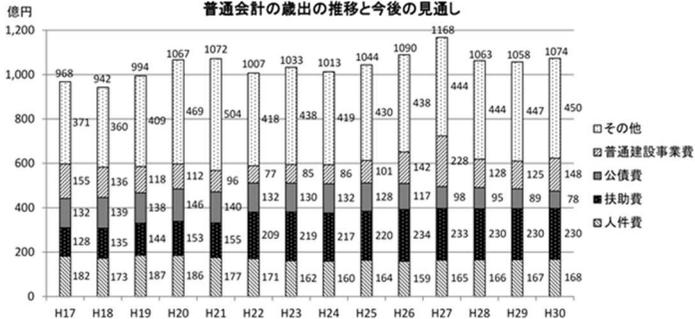
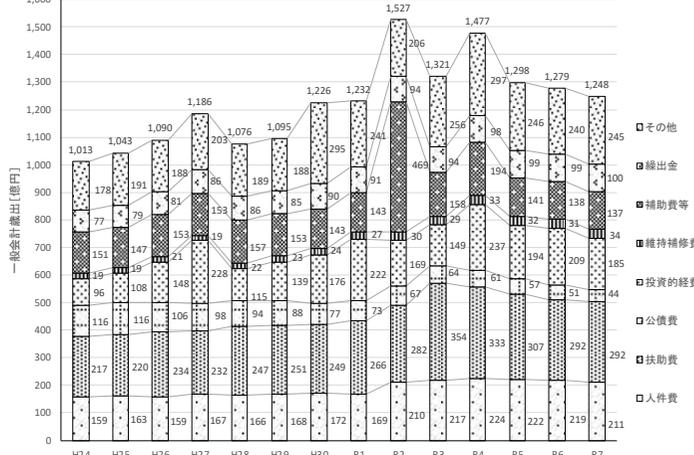


図11 更新費用等の推計(建築物系施設・都市基盤系施設)

※ 建築物系施設はH28 年度からR3 年度まで、都市基盤系施設はH28 からR2 までを実績値としている。

時点修正

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
4	本市の財政の見通しについて	4 本市の財政の見通しについて	
12	<p><u>本市の中期財政収支見通しでは、歳入の約6割を占める市税において、企業業績の回復基調に支えられ、人口減少下においても名目雇用者報酬の伸びなどによって市民税は緩やかなや伸びが見込まれるものの、本市の基幹税である固定資産税の償却資産が、過去の大規模投資に伴う減価償却が進むことから大きな減少傾向が続くものと見込まれ、市税全体では増収が見込めない状況にあります。</u></p> <p><u>このような状況の中、国における税制改正の議論では、法人実効税率のさらなる引下げ、消費税の軽減税率導入、固定資産税の償却資産の見直しなどが検討されており、今後の税制改正の方向次第では、市税収入の大幅な減収に繋がる可能性があります。</u></p> <p><u>地方交付税については、合併に伴って適用された特例措置が平成 26 年度をもって終了したことから、特例措置による上乗せ交付分が平成 32 年度にかけて年々大きく減収していく見込みです。</u></p> <p><u>歳出については、高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費が年々増加する傾向が顕著であり、また、平成 33 年度の「三重とこわか国体」の開催に向けた運動施設の再編、新消防分署の整備、あけぼの学園の移設など、大規模な投資が必要になることから、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。</u></p> <p><u>一方、平成 26 年度決算における財政健全化指標は、依然として実質公債費比率や将来負担比率が全国平均や県内市町平均に比べて高い状況にあります。</u></p> <p><u>特に市債残高については、平成 26 年度決算で約 1,902 億円と依然として高水準にあることから、今後も臨時財政対策債の発行を抑制するなど、引き続き後年度負担の軽減を図っていくことも念頭に入れて財政運営を行っていかねばなりません。</u></p>	<p><u>本市の財政状況は、財政調整基金をはじめとした基金残高が増加する一方、発行抑制に努めてきたため市債残高が減少し続けており、健全な水準を維持しています。</u></p> <p><u>しかし、コロナ禍に加えて、エネルギーや食料品の物価高騰や急激な円安の進行など、依然として先行き不透明な状況が続いていることから、今後も引き続き、国の交付金や財政調整基金を活用しながら、柔軟かつ機動的な予算対応に努めていく方針です。</u></p> <p><u>一方、中長期的には、人口減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれ、さらに、今後は公共施設の更新等に多額の費用が必要となるため、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、必要な財源の確保とともに、市債発行をできる限り抑制して市全体の市債残高のさらなる削減に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を進めていく必要があります。</u></p>	<p>時点修正</p>

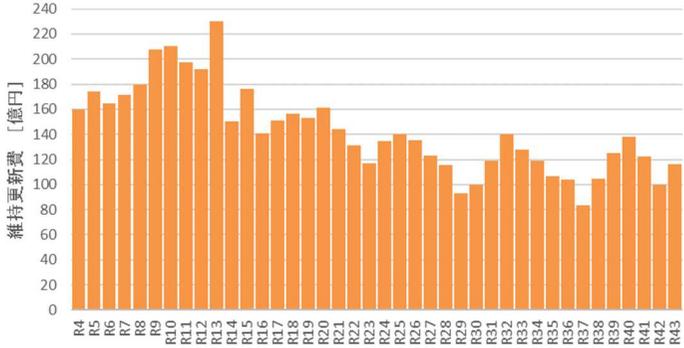
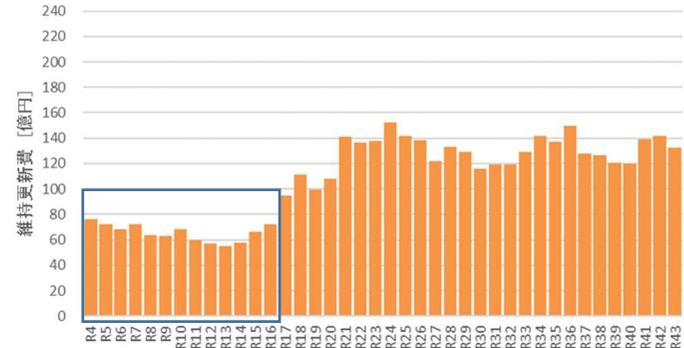
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
12	<p style="text-align: center;">普通会計の歳出の推移と今後の見通し</p>  <p>平成 26 年度以前は決算額、平成 27 年度は決算見込額、平成 28 年度以降は推計額です。</p>	 <p style="text-align: center;">図 12 一般会計の歳出の推移と今後の見通し</p> <p>※ 令和 3 年度以前は決算額、令和 4 年度は 11 月補正予算額、令和 5 年度以降は推計額です。</p>	時点修正
III	公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針	公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針	
1	現状や課題に関する基本的な認識	現状や課題に関する基本的な認識	
13	<p>(略)</p> <p>こうした状況に対応するためには、機能が重複している施設や利用が低調な施設などを改めて検証し、「保有施設の最適化」を推進するとともに、一つひとつの施設を長く大切に使い、計画的な予防保全の実施により公共施設等の「長寿命化」を図ることが重要となっています。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>こうした状況に対応するためには、機能が重複している施設や利用が低調な施設などを改めて検証し、「保有施設の最適化」を推進するとともに、引き続き必要と判断した施設については長く大切に使うため、計画的な予防保全の実施により公共施設等の「長寿命化」を図ることが重要となっています。</p> <p>(略)</p>	「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」との整合

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
	2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
	(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	
14～15	<p>建築物のコストを考えるとときには、建設に伴う<u>イニシャルコスト（初期投資）をとらえがちです。しかし、その後の保全費（維持管理費）や修繕などのランニングコストは大きく、全体の7～8割を占めています。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、<u>環境負荷の低減や省エネルギーへの取り組みなど環境に対する性能向上やユニバーサルデザインに関する配慮等にも取り組んでいきます。</u></p> <p><u>併せて、指定管理者制度などこれまでの取り組みを継続して進めるとともに、業務・運営のさらなる効率化や新たな収入財源の確保により、市民サービスの水準を維持しながら、運営コストの縮減を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新)</u></p>	<p>建築物のコストを考えるとときには、建設に伴う<u>イニシャルコスト（設計・建設費）をとらえがちですが、ライフサイクルコスト全体で見るとランニングコスト（維持管理費）の方が大きく、全体の7～8割を占めています。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、<u>施設の更新や長寿命化工事等を行う際は、PPP や PFI など民間活力を生かした整備・維持管理の導入を検討します。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>一方、これまで、省エネルギー化や保守委託業務等の仕様見直しなどに努めることで、経常的経費（光熱水費、保守管理委託料など）の削減に一定の効果は上げてきましたが、これ以上のコスト削減は難しくなっています。このため、今後は、包括管理業務委託やスケールメリットを活かした入札方法などの新たな管理手法を導入することで、市民サービスの水準を維持しながら、コストの縮減を図り、前年度以下の水準を維持することを目標とします。</u></p>	<p>時点修正</p>
	(3) 長寿命化の実施方針	(3) 長寿命化の実施方針	
15	<p>設管理者による点検・診断を定期的実施するとともに、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理への移行を進め、定期的・計画的に保全工事を実施することにより建物性能を一定水準確保するとともに、<u>バリアフリーや省エネ性能の付加など建物性能の向上と併せ、長寿命化を図ります。</u></p> <p>また、公共施設等の更新などの際は、ライフサイクルコストを低く抑えられ、維持管理がしやすい構造と<u>するなど念頭に置いて</u>、設計を行います。</p> <p><u>(新)</u></p>	<p>施設管理者による点検・診断を定期的実施するとともに、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理への移行を進め、定期的・計画的に保全工事を実施することにより建物性能を一定水準確保するとともに、<u>長寿命化を図ります。</u></p> <p>また、公共施設等の更新などの際は、ライフサイクルコストを低く抑えられ、維持管理がしやすい構造と<u>なるよう</u>、設計を行います。</p> <p><u>なお、文化財等歴史的建造物として指定されている施設については、文化財の保護、継承の観点から維持管理を行います。</u></p>	<p>総務省通知に基づき項目を整理</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
15	<p>▶ 環境負荷の低減 ～高耐久・高断熱建材の導入、LED照明など省エネルギー機器の導入など～</p> <p>▶ ユニバーサルデザインの理念を踏まえた施設改修</p> <p>▶ 文化財等歴史的建造物として指定されている建築物等については ▶ 文化財の保護・継承の観点からの保全措置</p>	(削除)	総務省通知に基づき項目を整理
	<p>数値目標</p>	① 目標耐用年数及び修繕・更新周期	
15	<p>本計画の実施に当たっての数値目標については、下記のとおりとします。</p> <p><一般建築物系施設></p> <p>① 目標耐用年数 建築物の設計基準、立地条件等を考慮し、構造ごとに表2のとおり目標耐用年数を設定します。 ただし、安全面・劣化程度・機能面・コスト面などを総合的に判断して、数値目標が適当でない認められる場合は、個々に対応するものとします。 (略)</p> <p>(新) また、施設を目標耐用年数まで使用するため、屋上防水や外壁、受変電設備など施設を維持する上で重要な部位の修繕・更新周期を、表3のとおり設定し、施設の長寿命化・機能維持に取り組みます。 (略)</p>	<p>本計画の実施に当たり、建築物系施設の目標耐用年数及び修繕・更新周期は、下記のとおりとします。</p> <p>(削除)</p> <p>(i) 目標耐用年数 建築物の設計基準、立地条件等を考慮し、構造ごとに表4のとおり目標耐用年数を設定します。 ただし、安全面・劣化程度・機能面・コスト面などを総合的に判断して、目標耐用年数が適当でない認められる場合は、個々に対応するものとします。 (略)</p> <p>(ii) 修繕・更新周期 施設を目標耐用年数まで使用するため、屋上防水や外壁、受変電設備など施設を維持する上で重要な部位の修繕・更新周期を、表5のとおり設定し、施設の長寿命化・機能維持に取り組みます。 (略)</p>	総務省通知に基づき項目を整理

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
	② 光熱水費・保守管理委託料	(削除)	
	<p>前年度水準以下を目標とします。ただし、省エネルギーの観点から、電気使用量については、四日市市エネルギー・地球温暖化対策本部より示された値を目標とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 27 年度の四日市市エネルギー・地球温暖化対策本部削減目標</p> <p style="text-align: center;">  電力使用量 13%削減（平成 22 年度比） </p> </div>	(削除)	総務省通知に基づき項目を整理
	(新)	② 長寿命化対策を反映した場合の維持更新費の見込み	
16	(新)	<p>建築物系施設（企業会計分を除く）を対象に、従来の事後保全型の維持管理を継続した場合（以下、「長寿命化前」という。）と施設の長寿命化対策を実施した場合（以下、「長寿命化後」という。）の今後 40 年間で必要となる維持更新費を比較しました。推計の条件は下記の通りです。</p> <p>(i) 長寿命化前</p> <p>(A) 周期 P. 10「Ⅱ-3 公共施設等の維持更新等に係る費用の推計」で用いた条件に合わせ、大規模改修周期は建築後 30 年で実施、既に大規模改修時期を迎えているものは今後 10 年間で実施するとしました。 更新周期は建築後 60 年で実施、既に更新時期を迎えているものは今後 10 年間で実施するとしました。</p> <p>(B) 大規模改修費、更新費 「表 6 施設種別単価（大規模改修・更新）」の単価に現在の延床面積を乗じて算出しました。</p>	総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																																							
17	(新)	<p align="center">表 6 施設種別単価（大規模改修・更新）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>大規模改修</th> <th>更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化系施設</td> <td>25 万円/㎡</td> <td>40 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>社会教育系施設</td> <td>25 万円/㎡</td> <td>40 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション系施設</td> <td>20 万円/㎡</td> <td>36 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>産業系施設</td> <td>25 万円/㎡</td> <td>40 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>学校教育系施設</td> <td>17 万円/㎡</td> <td>33 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>子育て支援施設</td> <td>17 万円/㎡</td> <td>33 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>保健・福祉施設</td> <td>20 万円/㎡</td> <td>36 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>行政系施設</td> <td>25 万円/㎡</td> <td>40 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>25 万円/㎡</td> <td>40 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>供給処理施設</td> <td>20 万円/㎡</td> <td>36 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>17 万円/㎡</td> <td>28 万円/㎡</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20 万円/㎡</td> <td>36 万円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）による。</p> <p>(C) 修繕費 <u>応急的な修繕を行う費用は、平成 24 年度から令和 3 年度の実績平均額としました。</u></p> <p>(D) 委託料 <u>保守点検等を行う費用は、平成 24 年度から令和 3 年度の実績平均額としました。</u></p> <p>(ii) 長寿命化後 (A) 周期 <u>大規模改修周期は P. 16「表 5 主な部位の修繕・更新周期」、更新周期は P. 15「表 4 目標耐用年数」によるものとしました。</u></p> <p>(B) 長寿命化工事費等 <u>外壁や屋上防水など、部位ごとに定めた更新周期に基づき改修を行った場合の設計費及び工事費としました。</u></p> <p>(C) 更新費、修繕費、委託料 <u>長寿命化前と同様としました。</u></p>	施設種別	大規模改修	更新	市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡	<p>総務省通知に基づき項目を追加</p>
施設種別	大規模改修	更新																																								
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																																								
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																																								
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡																																								
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																																								
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡																																								
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡																																								
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡																																								
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																																								
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																																								
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡																																								
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡																																								
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡																																								

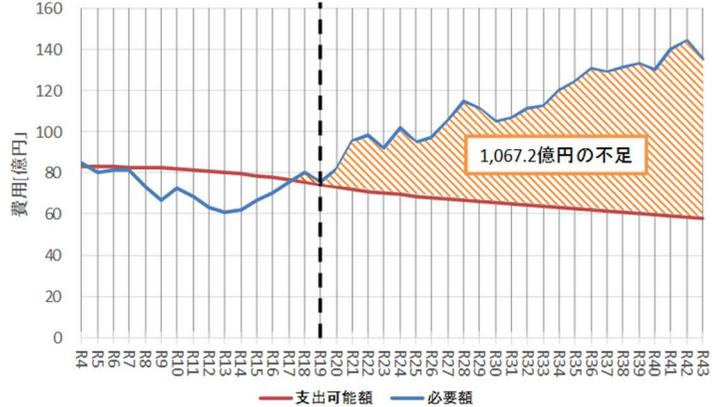
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
17～18	(新)	<p><u>長寿命化前後の推計結果を比較したところ、今後 40 年間の維持更新費は長寿命化前で 5,717 億円、長寿命化後で 4,321 億円、年平均は長寿命化前で 143 億円、長寿命化後で 108 億円となりました。施設の長寿命化対策を実施することで、40 年間の維持更新費を 1,396 億円（長寿命化前の約 24%）削減することが可能になります。</u></p>  <p>図 14 維持更新費の推計（長寿命化前）</p>  <p>図 15 維持更新費の推計（長寿命化後）</p>	総務省通知に基づき項目を追加

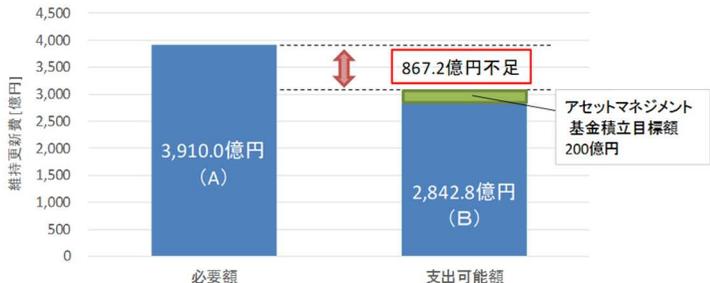
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由														
18～19	(新)	<p align="center">表 7 推計額比較（長寿命化前・長寿命化後）</p> <table border="1" data-bbox="1019 239 1736 391"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">推計額（億円）</th> <th rowspan="2">削減額 (A) - (B)</th> </tr> <tr> <th>長寿命化前 (A)</th> <th>長寿命化後 (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持更新費（40年間）</td> <td align="center">5,717</td> <td align="center">4,321</td> <td align="center">1,396</td> </tr> <tr> <td>維持更新費（年平均）</td> <td align="center">143</td> <td align="center">108</td> <td align="center">35</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、長寿命化対策の実施により、令和 16 年度までは比較的、維持更新費が少なくなっています。その後の大量更新時期における財政的な負担を軽減するため、アセットマネジメント基金へ計画的な積み立てを行う必要があります。</p>	項目	推計額（億円）		削減額 (A) - (B)	長寿命化前 (A)	長寿命化後 (B)	維持更新費（40年間）	5,717	4,321	1,396	維持更新費（年平均）	143	108	35	総務省通知に基づき項目を追加
項目	推計額（億円）			削減額 (A) - (B)													
	長寿命化前 (A)	長寿命化後 (B)															
維持更新費（40年間）	5,717	4,321	1,396														
維持更新費（年平均）	143	108	35														
	(4) 保有施設の最適化方針	(4) 保有施設最適化の実施方針															
19	<p>将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から“保有する公共施設の最適化”を進めていく必要があります。そこで、公共施設等について、将来的な人口の動向や財政規模、少子超高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、それぞれの機能の必要性を検討します。</p> <p>有効に活用されていない施設やその機能が不要と判断された施設については、市民ニーズに応じた用途への転用や、用途を廃止し賃貸借や売却など弾力的な対応を図ります。</p> <p>また、機能が必要と判断された施設についても、既存施設を更新整備する際には、公共施設の集約化・複合化の検討を進めます。</p> <p>また、集約化・複合化などを行う際には、これまで提供されていたサービス機能の維持や補完等が図られるように検討します。</p> <p>なお、施設の転用、集約化・複合化など、今後の施設のあり方の見直しを行う場合には幅広く関係者の意見を聴取し進めます。</p>	<p>保有する施設の最適化については、「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」に基づき取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基本方針 1 機能（サービス）を重視して保有する公共施設の最適化を図る</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>方策 1-1 施設保有量の適正化</p> </div> <p>○人口減少社会や少子高齢化社会などの社会情勢の変化により、求められる行政サービスの量が変化すると考えられ、これに伴い、行政サービスを提供する場である公共施設の保有量についても見直しをしていく必要があります。このため、公共施設については、市民ニーズや社会情勢を踏まえ十分に検討し、必要な量の確保に努めます。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>方策 1-2 施設の適正配置</p> </div> <p>○人口減少や人口ピラミッドの変化に伴い、人口分布、交通の利便性、立地環境の変化など、公共施設を取り巻く状況が大きく変化することが予想されます。このため、</p>	「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」の内容を反映														

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
19～20	<p style="text-align: center;"> <u>～人口規模・財政規模・市民ニーズ等の多面的検討～</u> 集約化・複合化  公共施設の最適化 </p>	<p><u>全市的な観点から検討を行い、施設の効果的・効率的な配置に努めます。</u></p> <p style="text-align: center;">方策 1－3 施設の集約化</p> <p>○同一又は類似機能を持つ施設については、集約化や拠点化を進めることで、効果的・効率的な施設サービスの提供に努めます。</p> <p style="text-align: center;">方策 1－4 施設の複合化、多機能化</p> <p>○施設の整備を行う際には、より効果的かつ効率的な整備となるよう、近隣の異なる機能を持つ施設との複合化（一つの土地や建物に複数の異なる機能の施設をまとめること）を検討します。</p> <p>○利用対象や利用目的を特定していることなどにより、稼働率が低く、利活用が十分に図られていないと判断した場合は、多目的に利用できるよう多機能化（一つのスペースを異なる目的の施設として利用すること）を検討します。</p> <p style="text-align: center;">方策 1－5 施設の転用、広域化</p> <p>○これまで本市では、集約化や多機能化により機能を廃止した施設は、資産の有効活用の視点から、施設を可能な限り耐用年数まで使用することとし、他用途への転用を図り、活用してきました。今後の人口減少社会や少子高齢化社会にあっては、廃止した施設を転用し、保有し続けることが難しくなっていくと考えられます。そこで、今後は廃止された施設については原則除却とし、他用途への転用については効果・効率性を十分に検討し、真に必要な場合に限り他用途への転用を行います。</p>	<p>「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」の内容を反映</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																														
20		<p><u>また、今までの「フルセット主義（文化、教育、福祉など公共サービス提供のための施設等を全て自らが整備し、保有していこうとする考え方）」にとられず、隣接自治体と広域的な利活用を進めます。</u></p>	<p>「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」の内容を反映</p>																														
	<u>(新)</u>	<u>① 適正な公共施設保有量</u>																															
20	<u>(新)</u>	<p><u>今後、人口減少と少子高齢化が進み、財政状況が厳しくなれば、社会保障関係費の支出が優先され、老朽化する公共施設の維持更新費を現在の水準で支出することは困難になります。</u></p> <p><u>このため、長期的視点で見た適正な建築物系施設の保有量について、2通りのパターンで検討しました。</u></p> <p><u>(i) 市民1人当たりの保有面積を維持する場合</u></p> <p><u>本市の人口は減少基調で推移する見通しであり、令和3年度の310,110人から、令和43年度には246,816人まで減少することが見込まれています。</u></p> <p><u>既存の施設面積を減らすことなく、現在の規模のまま維持すると、市民1人当たりの保有面積は、令和3年度の3.10㎡から、令和43年度には3.89㎡まで増加します。</u></p> <p><u>令和3年度の3.10㎡を今後も維持しようとした場合、令和43年度までに既存施設面積の20.4%削減が必要となります。</u></p> <p style="text-align: center;">表8 人口と市民1人当たり保有面積の推移</p> <table border="1" data-bbox="1019 1129 1624 1380"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口 [人]</th> <th>人口減少率 [%]</th> <th>保有面積※ [㎡]</th> <th>市民1人当たり保有面積 [㎡]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>310,110</td> <td>-</td> <td>961,332</td> <td>3.10</td> </tr> <tr> <td>令和13</td> <td>301,902</td> <td>2.6%</td> <td></td> <td>3.18</td> </tr> <tr> <td>令和23</td> <td>287,400</td> <td>7.3%</td> <td></td> <td>3.34</td> </tr> <tr> <td>令和33</td> <td>268,599</td> <td>13.4%</td> <td></td> <td>3.58</td> </tr> <tr> <td>令和43</td> <td>246,816</td> <td>20.4%</td> <td></td> <td>3.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保有面積：企業会計分（上下水道局、病院）を除いた建築物系施設の面積</p>	年度	人口 [人]	人口減少率 [%]	保有面積※ [㎡]	市民1人当たり保有面積 [㎡]	令和3	310,110	-	961,332	3.10	令和13	301,902	2.6%		3.18	令和23	287,400	7.3%		3.34	令和33	268,599	13.4%		3.58	令和43	246,816	20.4%		3.89	<p>総務省通知に基づき項目を追加</p>
年度	人口 [人]	人口減少率 [%]	保有面積※ [㎡]	市民1人当たり保有面積 [㎡]																													
令和3	310,110	-	961,332	3.10																													
令和13	301,902	2.6%		3.18																													
令和23	287,400	7.3%		3.34																													
令和33	268,599	13.4%		3.58																													
令和43	246,816	20.4%		3.89																													

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																																		
21	(新)	<p align="center">表 9 市民 1 人当たり保有面積（自治体間比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">四日市市</th> <th colspan="2">三重県北勢 5 市</th> <th colspan="2">施行時特例市 (25 市)</th> <th colspan="2">【参考】中核市 (60 市)</th> </tr> <tr> <th>最大値</th> <th>4.61 m²</th> <th>最大値</th> <th>5.62 m²</th> <th>最大値</th> <th>5.87 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3.08 m²</td> <td>最小値</td> <td>2.88 m²</td> <td>最小値</td> <td>1.63 m²</td> <td>最小値</td> <td>1.82 m²</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>3.51 m²</td> <td>平均値</td> <td>2.85 m²</td> <td>平均値</td> <td>3.31 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">↑ 四日市市は 4 番目に多い ↑ 四日市市は 8 番目に多い ↑ 四日市市は 40 番目に多い</p> <p align="center">（総務省「令和 2 年度公共施設状況調査」より独自に算出）</p> <p>※ 1 三重県北勢 5 市：いなべ市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、四日市市 ※ 2 施行時特例市、中核市の自治体数は令和 2 年度の数を記載しているため、令和 4 年 12 月時点の数とは異なります。</p> <p>（ii）維持更新費の市民負担レベルを維持する場合 現在の市民負担レベルのまま、既存施設を維持更新するにあたり、今後 40 年間で不足する額を以下の計算式により試算しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 維持更新不足額 = 維持更新必要額 (A) - 支出可能額 (B) </div> <p>試算条件は以下の通りです。 (A) 維持更新必要額 現在の規模のまま既存施設を維持更新した場合に必要な費用です。</p> <p align="center">表 10 試算条件（維持更新必要額）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>維持補修・修繕費</td> <td>平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値</td> </tr> <tr> <td>保守点検等委託料</td> <td>平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値 保守点検、清掃、警備、総合管理に関する委託料</td> </tr> <tr> <td>長寿命化工事費等</td> <td>外壁や屋上防水など、部位ごとに定めた更新周期に基づき改修を行った場合の設計費及び工事費</td> </tr> <tr> <td>更新費</td> <td>構造ごとの構造目標耐用年数 (P.15「表 4 目標耐用年数」) に基づき、更新工事を行った際の設計費、工事費、市債償還費。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・更新費の 25% は一般財源として単年度支出、75% は市債を活用し 20 年間で返還 ・償還方法は 2 年据え置き、18 年を元利均等払 </div> </td> </tr> </tbody> </table>	四日市市	三重県北勢 5 市		施行時特例市 (25 市)		【参考】中核市 (60 市)		最大値	4.61 m ²	最大値	5.62 m ²	最大値	5.87 m ²	3.08 m ²	最小値	2.88 m ²	最小値	1.63 m ²	最小値	1.82 m ²	平均値	3.51 m ²	平均値	2.85 m ²	平均値	3.31 m ²	維持補修・修繕費	平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値	保守点検等委託料	平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値 保守点検、清掃、警備、総合管理に関する委託料	長寿命化工事費等	外壁や屋上防水など、部位ごとに定めた更新周期に基づき改修を行った場合の設計費及び工事費	更新費	構造ごとの構造目標耐用年数 (P.15「表 4 目標耐用年数」) に基づき、更新工事を行った際の設計費、工事費、市債償還費。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・更新費の 25% は一般財源として単年度支出、75% は市債を活用し 20 年間で返還 ・償還方法は 2 年据え置き、18 年を元利均等払 </div>	総務省通知に基づき項目を追加
四日市市	三重県北勢 5 市			施行時特例市 (25 市)		【参考】中核市 (60 市)																															
	最大値	4.61 m ²	最大値	5.62 m ²	最大値	5.87 m ²																															
3.08 m ²	最小値	2.88 m ²	最小値	1.63 m ²	最小値	1.82 m ²																															
	平均値	3.51 m ²	平均値	2.85 m ²	平均値	3.31 m ²																															
維持補修・修繕費	平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値																																				
保守点検等委託料	平成 24 年度～令和 3 年度の実績平均値 保守点検、清掃、警備、総合管理に関する委託料																																				
長寿命化工事費等	外壁や屋上防水など、部位ごとに定めた更新周期に基づき改修を行った場合の設計費及び工事費																																				
更新費	構造ごとの構造目標耐用年数 (P.15「表 4 目標耐用年数」) に基づき、更新工事を行った際の設計費、工事費、市債償還費。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・更新費の 25% は一般財源として単年度支出、75% は市債を活用し 20 年間で返還 ・償還方法は 2 年据え置き、18 年を元利均等払 </div>																																				

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由					
22	(新)	<p data-bbox="1021 205 1216 237">(B) 支出可能額</p> <p data-bbox="1189 279 1576 311">表 11 試算条件（支出可能額）</p> <table border="1" data-bbox="1037 323 1733 488"> <tr> <td data-bbox="1037 323 1267 363">維持補修・修繕費</td> <td data-bbox="1267 323 1733 363" rowspan="4">維持更新費実績額（平成 24 年度～令和 3 年度）の平均値*に令和 3 年度を基準とした各年度の生産年齢人口減少率を乗じた額 *ただし、国体運動施設の整備費用は耐用年数 70 年で割った額で算出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 363 1267 403">保守点検等委託料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 403 1267 443">長寿命化工事費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 443 1267 488">更新費</td> </tr> </table> <p data-bbox="1021 528 1733 703">これまで施設の長寿命化対策に取り組み、耐用年数を延長したことにより、令和 19 年度までは、全体的に余裕が生じていますが、令和 20 年度以降は、多くの施設が耐用年数を迎えることから、更新費が増大し、多額の不足が発生します。</p>  <p data-bbox="1189 1182 1576 1214">図 16 維持更新不足額の推移</p>	維持補修・修繕費	維持更新費実績額（平成 24 年度～令和 3 年度）の平均値*に令和 3 年度を基準とした各年度の生産年齢人口減少率を乗じた額 *ただし、国体運動施設の整備費用は耐用年数 70 年で割った額で算出	保守点検等委託料	長寿命化工事費等	更新費	<p data-bbox="1767 695 2096 759">総務省通知に基づき項目を追加</p>
維持補修・修繕費	維持更新費実績額（平成 24 年度～令和 3 年度）の平均値*に令和 3 年度を基準とした各年度の生産年齢人口減少率を乗じた額 *ただし、国体運動施設の整備費用は耐用年数 70 年で割った額で算出							
保守点検等委託料								
長寿命化工事費等								
更新費								

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
22	(新)	<p><u>また、今後 40 年間の不足額は 1,067.2 億円となり、これは必要額 3,910.0 億円の 27.2%にあたります。このため、不足額の全てを施設面積の削減で補うとした場合、アセットマネジメント基金で積み立てた 200 億円を投入しても、867.2 億円が不足するため、40 年後の令和 43 年度までに既存施設面積の 22.2%削減が必要となります。</u></p>  <p>図 17 今後 40 年間の維持更新不足額</p>	総務省通知に基づき項目を追加
	(新)	② 適正な公共施設保有量に向けた建築物系施設の削減見通し	
23	(新)	<p><u>「(i) 市民 1 人当たりの保有面積を維持する場合」は、既存施設面積の 20.4%を削減しても市民 1 人当たりの維持更新費負担額は年平均で 620 円増加します。</u></p> <p><u>一方、「(ii) 維持更新費の市民負担レベルを維持する場合」は既存施設面積の 22.2%と一層の削減が必要となるものの、市民 1 人当たりの維持更新負担額は増加しません。</u></p> <p><u>このことから、適正な建築物系施設保有量を 2 通りのパターンで検討した結果、「(i) 市民 1 人当たりの保有面積を維持する場合」、「(ii) 維持更新費の市民負担レベルを維持する場合」どちらのパターンにおいても 20%程度の削減に取り組まなければならないことが想定されます。</u></p>	総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由												
23	(新)	<p align="center">表 12 施設の削減率と市民 1 人当たり負担増加額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>施設の削減率 [%]</th> <th>市民 1 人当たり負担増加額（年平均） [円]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(i) 市民 1 人当たりの保有面積を維持する場合</td> <td>20.4 (196,112㎡)</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>(ii) 維持更新費の市民負担レベルを維持する場合</td> <td>22.2 (213,416㎡)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>[参考] 現状の規模のまま面積削減をしない場合</td> <td>0</td> <td>7,648</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">→</p> <p>施設削減における課題を踏まえ、計画期間中は、「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」に基づき以下の通り取り組みます。</p> <p>【課題 1】</p> <p>施設の急激かつ大幅な削減は、市民生活への影響が大きいため、施設保有量の適正化にあたっては、人口と保有面積のバランス、将来的な市民ニーズの変化、更新・長寿命化などの施設への投資のタイミングを総合的に勘案しながら進める必要がある。</p> <p align="center">↓</p> <p>【課題 1 を踏まえた計画期間中の取り組み】</p> <p>○人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化、それに伴う市民ニーズの変化を踏まえ、施設の機能（サービス）を重視して今後求められる行政サービスを十分に検討し、施設保有量の削減を図る。</p>	パターン	施設の削減率 [%]	市民 1 人当たり負担増加額（年平均） [円]	(i) 市民 1 人当たりの保有面積を維持する場合	20.4 (196,112㎡)	620	(ii) 維持更新費の市民負担レベルを維持する場合	22.2 (213,416㎡)	0	[参考] 現状の規模のまま面積削減をしない場合	0	7,648	<p>総務省通知に基づき項目を追加</p>
パターン	施設の削減率 [%]	市民 1 人当たり負担増加額（年平均） [円]													
(i) 市民 1 人当たりの保有面積を維持する場合	20.4 (196,112㎡)	620													
(ii) 維持更新費の市民負担レベルを維持する場合	22.2 (213,416㎡)	0													
[参考] 現状の規模のまま面積削減をしない場合	0	7,648													

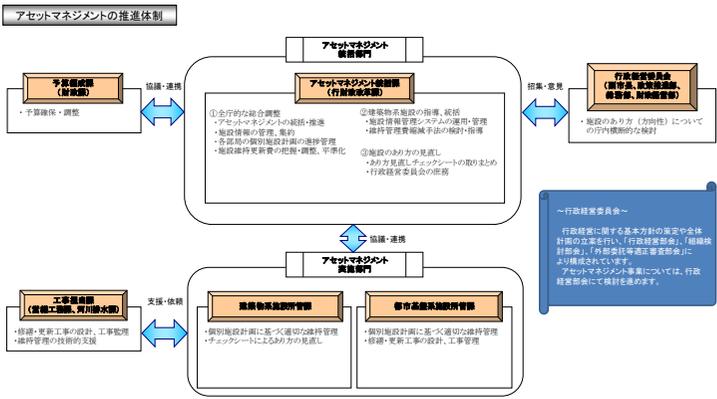
頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
24	(新)	<p>【課題 2】</p> <p><u>老朽化による施設の大量更新が始まる令和 20 年度までに、更新対象施設の今後の方向性（除却、集約、更新など）を決定しておく必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【課題 2 を踏まえた計画期間中の取り組み】</p> <p><u>○施設の方向性を決定するにあたっては、構想・計画策定など早期の段階から市の考え方を説明し、市民や議会と合意形成を図ることが重要である。合意形成のための協議には相当の時間を要することから、計画期間中（令和 11 年度まで）は、残り耐用年数に関わらず、前倒しで順次検討し、令和 20 年度から令和 30 年度までに更新時期を迎える全施設の方向性（除却、集約、更新など）を決定する。</u></p> <p><u>○更新が必要と判断した施設についても、近隣施設や同時期に耐用年数を迎える施設との集約化・複合化はもとより、必要とする機能を精査し、現在の面積より少なくなるよう検討する。</u></p> <p><u>○これらの検討結果を次期個別施設計画に反映させ、着実に事業を推進する。</u></p>	総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
	(新)	③ 公共施設最適化の検討手順 （「四日市市公共施設個別施設計画」より）	
25	(新)	<p>個々の公共施設について、原則以下の手順で機能の方向性と施設の方向性を決定します。</p> <p>サービス提供の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の設置目的が薄れている。 ○または、設置目的以外で使用している。 ○民間サービスで代替が可能。 ○利用が特定の利用者、一部の地域に限定している。 ○サービスを提供するのに施設(建物)の必要性がない。 <p>YES → ○廃止、売却、譲渡を検討</p> <p>NO → 利用状況</p> <p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用状況が悪化している(利用率、利用人数など)。 ○利用していない部屋が多い。 ○機能が重複する施設が市内に複数ある(他自治体も含む)。 <p>YES → ○残りの耐用年数が多い施設へ集約化、拠点化、複合化、多機能化の検討</p> <p>NO → 将来的なニーズの変化</p> <p>将来的なニーズの変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来的にサービスが必要なくなる。 ○またはニーズが減少する。 <p>YES → ○残りの耐用年数が多い施設へ集約化、拠点化、複合化、多機能化の検討</p> <p>NO → ○更新、長寿命化 ○ユニバーサルデザイン化の検討 ○災害対策強化の検討 ○適正な予防保全の実施</p> <p>検討の結果、維持継続</p> <p>検討の結果、維持継続</p> <p>図 18 検討手順</p>	「四日市市公共施設個別施設計画」の内容を反映
	(新)	(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針	
26	(新)	<p>誰もが安心、安全に利用しやすい施設とするために、施設等の改修、更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を検討します。</p>	総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
	<u>（新）</u>	<u>（8）保有する財産の活用や処分に関する実施方針</u>	
26	<u>（新）</u>	<u>機能集約等により余裕が生じた施設や廃止した施設は、売却、貸付などを行います。なお、施設の統合整理により余剰となった土地の売却費等は、原則「アセットマネジメント基金」に積み立てる運用を行い、財政負担の平準化を図ります。</u>	・総務省通知に基づき項目を追加 ・「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」の内容を反映
	<u>（新）</u>	<u>（9）脱炭素化の推進方針</u>	
26	<u>（新）</u>	<u>施設等の改修、更新等の機会を捉えて、施設から排出される温室効果ガスの削減のため、省エネルギー化に資する設備を導入し、脱炭素化に向けた取り組みを進めていきます。</u>	総務省通知に基づき項目を追加
	IV 計画の進め方	IV 計画の進め方	
	1 <u>四日市市総合計画</u> の推進計画への位置づけ	1 <u>「四日市市総合計画 2020→2029」</u> の推進計画への位置づけ	
27	<u>この基本方針を基に、施設の種別毎、または個々の施設毎に長寿命化計画、または維持管理に関する個別施設計画を策定し、長期にわたる修繕・改修の計画や経費の把握を行い、財政状況を勘案しながら維持管理に関する年次計画を策定し、費用の平準化を図ったうえで着実に実行します。</u>	<u>本計画を基に策定した個別施設計画にて定めた各施設ごとの長寿命化工事について、総合計画の推進計画に位置づけ、着実に実行します。</u>	時点修正
	3 市民への説明責任	3 市民への説明責任	
27	<u>施設整備、維持管理等の成果や利用状況に関する情報を積極的に提供することより、市民への説明責任を果たし、一層の信頼を得られるように努めます。</u>	<u>公共施設の最適化、維持管理等の成果や利用状況に関する情報を積極的に提供することにより、市民への説明責任を果たし、一層の信頼を得られるように努めます。</u>	時点修正

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由																																
	(新)	5 地方公会計の活用																																	
27	(新)	<p><u>本市では、平成 28 年度決算から新地方公会計制度を導入し、総務省の「統一的な基準」により財務書類を作成しています。</u></p> <p><u>また、平成 29 年度決算からは市独自に「施設別行政コスト計算書」も作成しています。</u></p> <p><u>さらに、令和元年度にはアセットマネジメントの更なる推進のため、「施設別行政コスト計算書」のデータを活用し、個々の施設の諸元、利用者数、コストなどの情報を集約化した「施設カルテ」を作成しました。</u></p> <p><u>今後は、「施設カルテ」を都度更新し、市民への情報提供に努めるとともに、施設ごとにハード（老朽化状況、立地条件等）、ソフト（コスト、利用状況）の両面における分析に加え、類似施設別・地域別などの多角的な分析も行い、公共施設のあり方の検討に活用します。</u></p>	総務省通知に基づき項目を追加																																
	(新)	6 過去に行った対策の実績																																	
28	(新)	<p><u>本計画を策定後の平成 28 年度からこれまでに行った対策は、転用が 1 件、複合化が 1 件、再編・集約化が 5 件、除却が 1 件でした。</u></p> <p style="text-align: center;">表 13 対策実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策内容</th> <th>時期</th> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転用</td> <td>H28</td> <td>三浜文化会館</td> <td>三浜小学校を文化施設に転用</td> </tr> <tr> <td>複合化</td> <td>H29</td> <td>橋北交流会館</td> <td>橋北小学校を複合施設化</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">再編・集約化</td> <td>R 3</td> <td>高花平こども園（民営）</td> <td>高花平保育園、高花平幼稚園を再編し、こども園化</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>神前こども園</td> <td>神前保育園、神前幼稚園を再編し、こども園化</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>楠こども園</td> <td>楠北幼稚園、楠南幼稚園、くす北保育園、くす南保育園を再編し、こども園化</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>保々こども園</td> <td>保々保育園、保々幼稚園を再編し、こども園化</td> </tr> <tr> <td>R 4～R 5（工事中）</td> <td>中央老人福祉センター</td> <td>西老人福祉センターを中央老人福祉センターに集約し、地域包括ケアシステムの一部を担う拠点として機能変更</td> </tr> <tr> <td>除却</td> <td>R 4</td> <td>市民生活課分室</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対策内容	時期	施設名	内容	転用	H28	三浜文化会館	三浜小学校を文化施設に転用	複合化	H29	橋北交流会館	橋北小学校を複合施設化	再編・集約化	R 3	高花平こども園（民営）	高花平保育園、高花平幼稚園を再編し、こども園化	R 4	神前こども園	神前保育園、神前幼稚園を再編し、こども園化	R 4	楠こども園	楠北幼稚園、楠南幼稚園、くす北保育園、くす南保育園を再編し、こども園化	R 4	保々こども園	保々保育園、保々幼稚園を再編し、こども園化	R 4～R 5（工事中）	中央老人福祉センター	西老人福祉センターを中央老人福祉センターに集約し、地域包括ケアシステムの一部を担う拠点として機能変更	除却	R 4	市民生活課分室	—	総務省通知に基づき項目を追加
対策内容	時期	施設名	内容																																
転用	H28	三浜文化会館	三浜小学校を文化施設に転用																																
複合化	H29	橋北交流会館	橋北小学校を複合施設化																																
再編・集約化	R 3	高花平こども園（民営）	高花平保育園、高花平幼稚園を再編し、こども園化																																
	R 4	神前こども園	神前保育園、神前幼稚園を再編し、こども園化																																
	R 4	楠こども園	楠北幼稚園、楠南幼稚園、くす北保育園、くす南保育園を再編し、こども園化																																
	R 4	保々こども園	保々保育園、保々幼稚園を再編し、こども園化																																
	R 4～R 5（工事中）	中央老人福祉センター	西老人福祉センターを中央老人福祉センターに集約し、地域包括ケアシステムの一部を担う拠点として機能変更																																
除却	R 4	市民生活課分室	—																																

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
29	<p>V 計画の実施体制</p> <p>(略)</p> <p>【アセットマネジメント統括部門】 計画を一元的に管理するため、<u>アセットマネジメントの担当部署である財政経営部管財課が計画に関する事務を統括し、実施部門、予算編成部局、工事担当部と、協議、連携をしながら、「四日市市総合計画」及び関連する諸計画との整合を図りつつ、既存の会議体等を活用しながら、全庁的な総合調整を図ります。</u></p> <p>1 全庁的な総合調整 <u>実施部門、予算編成部局、工事担当部局と協議、連携しながら、各部局の実行計画策定の支援や施設投資額の把握・調整や投資額の平準化を行うと共に、推進の総合調整などを行う。</u></p> <p>2 建築物系施設の統括 建築物系施設のアセットマネジメントを積極的にサポートし、円滑な推進を図るため、施設情報管理システムの運用・管理、<u>維持管理費縮減の手法検討・指導など建築物のアセットマネジメント業務を統括する。</u> (新)</p>	<p>V 計画の実施体制</p> <p>(略)</p> <p>【アセットマネジメント統括部門】 計画を一元的に管理するため、<u>アセットマネジメントの統括部門である財政経営部行財政改革課が本計画の全庁的な総合調整を担当し、実施部門、予算編成課、工事担当課と、協議、連携を行います。また、総合計画及び関連する諸計画との整合を図り、行政経営委員会において、全庁的な総合調整を図ります。</u></p> <p>1 全庁的な総合調整 <u>実施部門、予算編成課、工事担当課と協議、連携しながら、アセットマネジメントの統括・推進、施設情報の管理・集約、各部局の個別施設計画の進捗管理、維持更新費の把握・調整や平準化などの総合調整を行う。</u></p> <p>2 建築物系施設の指導、統括 建築物系施設のアセットマネジメントを積極的にサポートし、円滑な推進を図るため、施設情報管理システムの運用・管理、<u>維持管理費縮減手法の検討・指導などを行う。</u></p> <p>3 施設のあり方の見直し <u>PDCA 管理サイクルによる定期的な見直しのために施設所管課が作成した「公共施設あり方見直しチェックシート」の取りまとめを行う。</u> <u>あり方の見直しが必要な施設は、行政経営委員会において、今後の方向性について庁内横断的な検討を行う。</u></p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
29～30	<p>【アセットマネジメント実施部門】 (略)</p> <p>建築物系施設所管部局</p> <p>中長期保全計画に基づく所管施設のアセットマネジメント実行計画の策定・実施 (新)</p> <p>都市基盤系施設所管部局</p> <p>所管する施設の特性や状況に合わせて独自に中長期保全計画及びアセットマネジメント実行計画の策定・実施 (新)</p>	<p>【アセットマネジメント実施部門】 (略)</p> <p>建築物系施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に基づく施設の適切な維持管理を実施する。 ・「公共施設あり方見直しチェックシート」を用いたあり方の見直しを実施する。 <p>都市基盤系施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設の特性や状況に合わせて独自に作成した個別施設計画に基づく適切な維持管理、修繕・更新工事を行う。  <p>図 19 推進体制</p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
VI	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1	建築系施設	1 建築物系施設	
1-1	一般施設等	1-1 一般施設等	
32	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 一般施設等は昭和 40～50 年代を中心に整備されてきたことから、建築後 30 年以上経過した物が全体の 46%を占め、今後、改修・更新経費の増大が予想されます。 上記課題を踏まえ、平成 25 年 12 月にアセットマネジメント基本方針を策定し、四日市市総合計画の推進計画にアセットマネジメント事業として位置づけ、計画的な予防保全に努めています。</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>なお、個別施設計画の策定対象は、居室を有する概ね延べ床面積 200㎡以上の施設を基本に、施設の重要性や数量その他各施設の特性に応じて各施設管理者が必要と認める施設とします。</p> <p>(略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 「四日市市耐震改修促進計画」の対象となる建築物は、3施設を除き耐震化が完了しており、これらの施設も平成 27・28 年度に完了予定です。</p> <p>(略)</p> <p>また、特定天井^{*1}を有する施設についても順次天井崩落対策を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(新)</p>	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 一般施設等は昭和 40～50 年代を中心に整備されてきたことから、建築後 30 年以上経過した施設が全体の 60%を占め、今後、更新費の増大が予想されます。 上記課題を踏まえ、令和元年 11 月に「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」、令和 3 年 3 月に「四日市市公共施設個別施設計画」を策定し、「四日市市総合計画 2020→2029」の推進計画にアセットマネジメント事業として位置づけ、計画的な予防保全及び施設の適正化に努めています。</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>(削除) (略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 「四日市市耐震改修促進計画」の対象となる建築物は、2施設を除き耐震化が完了しており、これらの施設も全て更新のタイミングに合わせて耐震化される予定です。</p> <p>(略)</p> <p>また、特定天井^{*1}を有する施設の崩落対策は全て完了しています。</p> <p>(略)</p> <p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針及び脱炭素化の推進方針 施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化に資する設備の導入による脱炭素化を進めます。</p> <p>8 保有する財産の活用や処分に関する実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・「四日市市公共施設個別施設計画」、「四日市市総合計画 2020→2029」との整合 ・総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
32		<u>機能集約等により余裕が生じた施設や廃止した施設は売却、貸付などを行い、その売却費等は原則「アセットマネジメント基金」に積み立てます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・「四日市市公共施設個別施設計画」、「四日市市総合計画 2020→2029」との整合 ・総務省通知に基づき項目を追加
	1-2 保育園・幼稚園	1-2 保育園・認定こども園・幼稚園	
33	<p>対象施設 四日市市が所有する保育園（25 園）・幼稚園（23 園）を対象とします。</p> <p>現状と課題 保育園・幼稚園については、全 235 棟のうち、築 30 年以上経過している棟が 151 棟あり老朽化が進行しており、総合計画の推進計画にアセットマネジメント事業として位置づけ、計画的な予防保全に努めています。</p> <p>一方、市立保育園並びに市立幼稚園の適正配置など具体的なあり方について「四日市市幼稚園・保育園あり方検討会議」において検討を進めており、今後、その方針を定める予定です。</p> <p>実施方針 (略) また、適正配置などの具体的なあり方の方針を定めた時点で、計画の見直しを行います。</p> <p>4 統合や廃止の推進方針 「四日市市幼稚園・保育園あり方検討会議」の報告を受け、市としての適正化計画の素案を作成し、議会の承認を経たあと、その計画に基づいて幼稚園・保育園の整備、統合及び廃止等、今後の幼稚園・保育園の適正配置を実施していきます。</p> <p>また現在、橋北幼稚園と橋北保育園を統合し、旧東橋北小学校へ移転する事業に取り組んでいます。</p> <p>(略) (新)</p>	<p>対象施設 四日市市が所有する保育園（20 園）・認定こども園（4 園）・幼稚園（17 園）を対象とします。</p> <p>現状と課題 保育園・認定こども園については、全 58 棟のうち、築 30 年以上経過している棟が 44 棟あり老朽化が進行していることから、総合計画の推進計画によるアセットマネジメント事業として位置づけ、計画的な予防保全に努めています。</p> <p>一方、公立幼稚園は園児数が減少しているため、令和 4 年度に策定する「四日市市認定こども園整備推進計画（仮）」に基づき、施設再編を行いながら、今後の予防保全に努めます。</p> <p>実施方針 (略) (削除)</p> <p>4 保有施設最適化の実施方針 令和 4 年度に「四日市市認定こども園整備推進計画（仮）」を策定し、「公立幼稚園の第 2 次適正化計画（令和 3 年 1 月）」から計画を移行します。移行後、当該計画に基づき、計画的に公立幼稚園の休園（廃園）を進めると同時に、当該園の同地区内の保育園について、「幼稚園機能と保育園機能を併せ持った幼保連携型認定こども園化」を進めます。</p> <p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針及び脱炭素化の推</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
33		<p><u>進方針施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化に資する設備の導入による脱炭素化を進めます。</u></p> <p>8 保有する財産の活用や処分に関する実施方針 <u>施設再編により余裕が生じた施設や廃止した施設は売却、貸付などを行い、その売却費等は原則「アセットマネジメント基金」に積み立てます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加
	1-3 市営住宅等	1-3 市営住宅等	
34	<p>対象施設 四日市市が管理する市営住宅等（26 団地・428 棟・3,009 戸）を対象とします。</p> <p>現状と課題 四日市市が管理する市営住宅等で、耐用年数を経過している住戸の割合は、<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>時点で約 33%ですが、10 年後には約 43%が耐用年数を経過することとなるが、現在の財政状況下において、これらのストックを限られた予算の範囲内で適切に管理していくことが当面の課題となっています。 （略）</p> <p>実施方針 （略）</p> <p>3 長寿命化の実施方針 「四日市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、主に長寿命化型改善、福祉対応型改善及び安全性確保型改善を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>4 統合や廃止の推進方針 「四日市市住生活基本計画」に示されている 10 年後の必要管理戸数 2,770 戸以上を目標とし、建替えを行う団地、用途廃止を行い売却する団地、継続して使用する団地に区分し、統合や廃止を進めます。 （略） （新）</p>	<p>対象施設 四日市市が管理する市営住宅等（25 団地・386 棟・2,900 戸）を対象とします。</p> <p>現状と課題 四日市市が管理する市営住宅等で、耐用年数を経過している住戸の割合は、<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>時点で約 42.7%ですが、10 年後には約 45.8%が耐用年数を経過するため、現在の財政状況下においては、これらのストックを限られた予算の範囲内で適切に管理していくことが当面の課題となっています。 （略）</p> <p>実施方針 （略）</p> <p>3 長寿命化の実施方針 「四日市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化型改善を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>4 保有施設最適化の実施方針 「四日市市住生活基本計画」に示されている 令和 11 年度の必要管理戸数 2,479 戸以上を目標とし、更新を行う団地、用途廃止を行い売却する団地、継続して使用する団地に区分し、統合や廃止を進めます。 （略）</p> <p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針及び脱炭素化の推進方針 <u>施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
34		<p><u>省エネルギー化に資する設備の導入などによる脱炭素化を進めます。</u></p> <p>8 保有する財産の活用や処分に関する実施方針 <u>機能集約等により余裕が生じた施設や廃止した施設は売却などを行い、その売却費等は原則「市営住宅整備基金」に積み立てます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加
	1 - 4 小学校・中学校	1 - 4 小学校・中学校	
35	<p>対象施設 四日市市が所有する小学校（38校）・中学校（22校）を対象とします。</p> <p>現状と課題 小学校・中学校については、全 1,185 棟のうち、築 30 年以上経過している棟が 680 棟あり老朽化が進行しており、総合計画の推進計画に校舎改築事業、大規模改修事業として位置づけ、計画的に老朽化対策、長寿命化対策に努めています。</p> <p>一方、市立小・中学校の適正化など具体的なあり方について、「四日市市学校規模等適正化計画」にて検討を進めており、今後、その方針を定める予定です。</p> <p>実施方針 （略）</p> <p>3 長寿命化の実施方針 点検・診断・修繕履歴などのデータに基づいた予防保全を行い、建物の目標耐用年数までの長寿命化に取り組みます。</p> <p>（略）</p> <p>5 耐震化の実施方針 平成 23 年末までに対象となる校舎は、全て耐震化が完了しました。また、平成 27 年度末までに対象となる吊り天井は、全て崩落対策が完了する予定です。</p> <p>（略）</p> <p>（新）</p>	<p>対象施設 四日市市が所有する小学校（37校）・中学校（22校）を対象とします。</p> <p>現状と課題 小学校・中学校については、全 1,145 棟のうち、築 30 年以上経過している棟が 867 棟あり老朽化が進行していることから、「四日市市学校施設長寿命化計画」を策定しました。この計画を着実に進めるため、校舎の改築や大規模改修を、総合計画の推進計画に小中学校校舎等整備事業として位置づけ、老朽化対策、長寿命化対策に努めています。</p> <p>また、市立小・中学校の適正化など具体的なあり方については、「四日市市学校規模等適正化計画」にて方針を定めています。</p> <p>実施方針 （略）</p> <p>3 長寿命化の実施方針 令和 2 年 3 月に「四日市市学校施設長寿命化計画」を策定し、点検・診断・修繕履歴などのデータに基づいた予防保全型の管理を行い、建物の目標耐用年数までの長寿命化に取り組みます。</p> <p>（略）</p> <p>5 耐震化の実施方針 対象となる校舎は、平成 23 年度末までに全て耐震化が完了し、対象となる特定天井は、平成 27 年度末までに全て崩落対策が完了しました。</p> <p>（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
35		<p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針及び脱炭素化の推進方針</p> <p>施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や、省エネルギー化に資する設備の導入などによる脱炭素化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加
	2 都市基盤系施設	2 都市基盤系施設	
	2-1 道路・橋梁	2-1 道路・橋梁	
36	<p>対象施設</p> <p>四日市市が管理する市道（8,505路線）・橋梁（1,133橋）を対象とします。</p> <p>なお、橋梁以外の道路施設として、舗装の他、道路標識や照明灯など道路と一体となってその効用を全うする施設または、工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものも含まれます。</p> <p>現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>実施方針</p> <p>（略）</p> <p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>橋梁の点検は、日常点検、定期点検、臨時点検、詳細点検に区分し実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検 日常的な点検として随時、目視による点検 ・定期点検 道路法施行規則に基づき5年に1回の頻度で近接目視による点検 ・臨時点検 台風や地震等の発生時に破損の有無を点検 ・詳細点検 上記点検結果により詳細な点検が必要とされた場合に実施 <p>道路については、定期点検などにより道路施設の状況把握に努めます。いずれも、点検結果を記録し蓄積していきます。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<p>対象施設</p> <p>四日市市が管理する市道（8,518路線）・橋梁（1,149橋）を対象とします。</p> <p>なお、橋梁以外の道路施設として、舗装の他、道路標識や照明灯など道路と一体となってその効用を全うする施設並びに工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものも含まれます。</p> <p>現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>実施方針</p> <p>（略）</p> <p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>橋梁の点検は、日常点検、定期点検、臨時点検、詳細点検に区分し実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検 日常的な点検として随時、目視による点検 ・定期点検 道路法施行規則に基づき5年に1回の頻度で近接目視による点検 ・臨時点検 台風や地震等の発生時に破損の有無を点検 ・詳細点検 上記点検結果により詳細な点検が必要とされた場合に実施 <p>道路については、パトロールの実施や定期的な点検により道路施設の状況把握に努めます。いずれも、点検結果を記録し蓄積していきます。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<p>時点修正</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
36	<p>「事後保全型」の管理から「予防保全型」の<u>管理へ移行</u>によりコストの削減、個々の施設の重要度や損傷状況を総合的に評価検討<u>を行い</u>、中長期的な観点から対策の優先順位を判断して予算の平準化を図ります。なお、<u>道路については、現在、道路施設修繕計画の策定に取り組んでおり、この計画に基づき道路の適正な維持管理に取り組みます。</u></p> <p>3 長寿命化の実施方針</p> <p><u>橋梁については平成 26 年 3 月に「四日市市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の予防保全型管理に取り組んでいます。また、道路については、現在、長寿命化計画の策定に取り組んでいます。</u></p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p><u>跨道橋・跨線橋並びに、橋梁長寿命化計画に基づく修繕橋梁のうち、耐震化が未対策で応急復旧に時間を要する橋長が長い橋梁を優先的に進めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「事後保全型」の管理から「予防保全型」の<u>管理への移行</u>により、コストの削減、個々の施設の重要度や損傷状況を総合的に評価検討<u>し</u>、中長期的な観点から対策の優先順位を判断して予算の平準化を図ります。なお、<u>幹線道路や準幹線のな道路については、定期的な路面調査を行い、適正な維持管理に取り組みます。</u></p> <p>3 長寿命化の実施方針</p> <p><u>平成 26 年 3 月に「四日市市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の予防保全型管理に取り組みます。</u></p> <p>4 耐震化の実施方針</p> <p><u>防災上重要となる跨線橋、跨道橋、緊急輸送道路に架かる橋梁等を「重要な橋梁」として位置づけ、「四日市市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に進めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>
	2-2 公園	2-2 公園	
37	<p><u>対象施設</u></p> <p>四日市市が管理する街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、緩衝緑地、都市緑地の <u>478</u> か所の公園・緑地の施設を対象とします。</p> <p><u>現状と課題</u></p> <p>(略)</p> <p><u>実施方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新)</u></p>	<p><u>対象施設</u></p> <p>四日市市が管理する街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、緩衝緑地、都市緑地の <u>508</u> か所の公園・緑地の施設を対象とします。</p> <p><u>現状と課題</u></p> <p>(略)</p> <p><u>実施方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 ユニバーサルデザイン化の実実施方針及び脱炭素化の推進方針</u></p> <p><u>施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化に資する設備の導入による脱炭素化を進めます。</u></p>	<p>・時点修正</p> <p>・総務省通知に基づき項目を追加</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
2-3	上水道施設	2-3 上水道施設	
38	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 (略)</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新の実施方針 常に安定した状態での施設運用を持続するため、点検・調査の結果により適正な維持管理・修繕を行います。老朽施設の更新については、予防保全的な観点から策定した管路整備計画（H25～H40）、第2期水道施設整備計画（H22～H30）及び次期整備計画に施設更新計画を位置づけ計画的に進めます。 (略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 災害時においても安定した給水体制の確保に向けて、基幹施設（導水管、送水管、配水管、配水池等）の耐震化を、管路整備計画（H25～H40）、第2期水道施設整備計画（H22～H30）及び次期整備計画に基づき進めます。 (略)</p>	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 (略)</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 常に安定した状態での施設運用を持続するため、点検・調査の結果により適正な維持管理・修繕を行います。老朽施設の更新については、予防保全的な観点から策定した管路整備計画（H25～R10）、第3期水道施設整備計画（R1～R10）に施設更新計画を位置づけ計画的に進めます。 (略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 災害時においても安定した給水体制の確保に向けて、基幹施設（導水管、送水管、配水管等）の耐震化を、管路整備計画（H25～R10）、第3期水道施設整備計画（R1～R10）に基づき進めます。 (略)</p> <p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針 施設等の改修や更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>8 保有する財産の活用や処分に関する実施方針 機能集約等により余裕が生じた施設や廃止した施設は売却、貸付などを行い、適正な財産管理を行います。</p> <p>9 脱炭素化の推進方針 施設等の改修、更新等の機会を捉えて、施設から排出される温室効果ガスの削減のため、省エネルギー化に資する設備を導入し、脱炭素化に向けた取組を進めます。</p>	<p>・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
2 - 4	下水道施設	2 - 4 下水道施設	
39	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 (略)</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新の実施方針 上記の健全度を基に、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年国土交通省）」により、ライフサイクルコストの最小化の観点から施設の長寿命化計画を策定し、効率的な改築・修繕を実施します。</p> <p>3 長寿命化の実施方針 長寿命化計画に基づいた予防保全を行い、施設の長寿命化に取り組みます。 (略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 「四日市市下水道総合地震対策計画（平成 24 年度策定）」で定めた、緊急輸送路下の管路、処理場、ポンプ場の耐震化を実施します。 (略)</p> <p>(新)</p>	<p>対象施設 (略)</p> <p>現状と課題 (略)</p> <p>実施方針 (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 上記の健全度を基に、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（平成 27 年国土交通省）」により、ライフサイクルコストの最小化の観点から施設のストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築・修繕を実施します。</p> <p>3 長寿命化の実施方針 ストックマネジメント計画に基づいた予防保全を行い、施設の長寿命化に取り組みます。 (略)</p> <p>5 耐震化の実施方針 「四日市市下水道総合地震対策計画（平成 29 年度策定）」で定めた、緊急輸送路下の管路、処理場、ポンプ場の耐震化を実施します。 (略)</p> <p>7 ユニバーサルデザイン化の実施方針 施設等の改修や更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>8 保有する財産の活用や処分に関する実施方針 機能集約等により余裕が生じた施設や廃止した施設は売却、貸付などを行い、適正な財産管理を行います。</p> <p>9 脱炭素化の推進方針 施設等の改修、更新等の機会を捉えて、施設から排出される温室効果ガスの削減のため、省エネルギー化に資する設備を導入し、脱炭素化に向けた取組を進めます。</p>	<p>・時点修正</p> <p>・総務省通知に基づき項目を追加</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
40	<p>2-5 病院</p> <p><u>対象施設</u> (略)</p> <p><u>現状と課題</u> (略)</p> <p><u>また</u>、平成 23~25 年度に C棟 の増築に併せて、診療棟、病棟の大規模改修を行いました。</p> <p><u>(新)</u></p> <p><u>実施方針</u> (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設の維持管理、修繕に要するコストを抑えるよう努めます。</p> <p>3 長寿命化の実施方針 点検・診断結果を活用し、予防的な施設保全を図ることにより、施設の長寿命化に努めます。</p> <p><u>(新)</u> (略)</p> <p><u>(新)</u></p>	<p>2-5 病院</p> <p><u>対象施設</u> (略)</p> <p><u>現状と課題</u> (略)</p> <p>平成 23~25 年度には、新病棟（C棟） の増築に併せて、診療棟、病棟の大規模改修を行いました。</p> <p><u>これまでの工事により施設の大半については、医療環境の整備・改善が図られてきているものの、築年数は 40 年を超え、現在まで未改修のままである機械・電気設備の経年劣化や未改修部門の老朽化・狭隘化が進行しています。</u></p> <p><u>今後、目標耐用年数(60 年)である令和 20 年ごろまでは、現病院施設を保全しながら、病院運営を継続していく必要があるため、病院施設の老朽化対策改修に向けた取り組みとして令和 4~8 年度までを計画期間とする大規模改修事業を行います。</u></p> <p><u>実施方針</u> (略)</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <u>個別施設計画を作成し、施設の維持管理、修繕に要するコストを抑えるよう努めます。</u></p> <p>3 長寿命化の実施方針 点検・診断結果を活用し、予防的な施設保全を図ることにより、施設の長寿命化に努めます。</p> <p><u>また、病院施設の老朽化対策事業を総合計画の推進計画に位置づけ、目標耐用年数までの長寿命化および医療環境・労働環境の向上を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 ユニバーサルデザイン化の実施方針及び脱炭素化の推進方針</u> <u>施設の改修や更新等にあわせ、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化に資する設備の導入による脱炭素化を進めます。</u></p>	<p>・時点修正</p> <p>・総務省通知に基づき項目を追加</p>

頁	現行（平成 28 年 1 月策定）	改訂内容	改訂理由
2-6	ごみ処理施設	2-6 ごみ処理施設	
41	<p>【四日市市クリーンセンター】 <u>現在稼働中の北部清掃工場に替わる清掃施設として、D B O (Design Build Operate) 方式で建設中です。この整備事業の契約に於いて、平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間の管理運営委託と契約終了後の 10 年間の施設の安定稼働できるよう維持管理を行うこととしています。</u> <u>この契約のなかで、①点検・診断実施方針、②維持管理・修繕・更新の実施方針、③長寿命化の実施方針、④安全確保の実施方針を取り決め、施設の安心・安全な稼働を行うこととしています。</u></p>	<p>対象施設 <u>四日市市が管理する四日市市クリーンセンターを対象とします。</u></p> <p>現状と課題 <u>D B O (Design Build Operate) 方式で契約し、平成 28 年度から令和 17 年度までの 20 年間の管理運営委託と契約終了後の 10 年間の施設の安定稼働できるよう維持管理を行うこととしています。</u> <u>また、計画時よりごみ量が増加しており、維持管理費用が増加することが懸念されます。</u></p> <p>実施方針</p> <p>1 点検・診断等の実施方針 <u>点検項目をチェックリスト化し、漏れなく点検を行います。また、点検の計測データはデータベース化し、定量傾向管理に活用します。</u></p> <p>2 維持管理・修繕・更新の実施方針 <u>基本性能の維持と事業終了後の継続使用を念頭に置いた点検・検査・補修及び更新を行います。</u></p> <p>3 長寿命化の実施方針 <u>運転実績に基づく運転維持管理データをベースに、保全計画・運転・維持管理・整備データの分析・機能保全対策・改善を P D C A サイクルで改善し、施設の長寿命化を推進します。</u></p> <p>4 安全確保の実施方針 <u>運転実績に基づく補修計画を策定し、予防保全による補修を行います。予防保全を実施することにより、故障の可能性を低減させます。</u></p> <p>5 脱炭素化の推進方針 <u>管理運営委託業者にコークス使用量の削減を促すとともに、バイオマスコークスの開発動向にも注視していく。</u></p>	<p>・時点修正 ・総務省通知に基づき項目を追加</p>